

第一章 幕藩体制の成立と村落支配

第一節 領主支配とその構造

大坂の陣

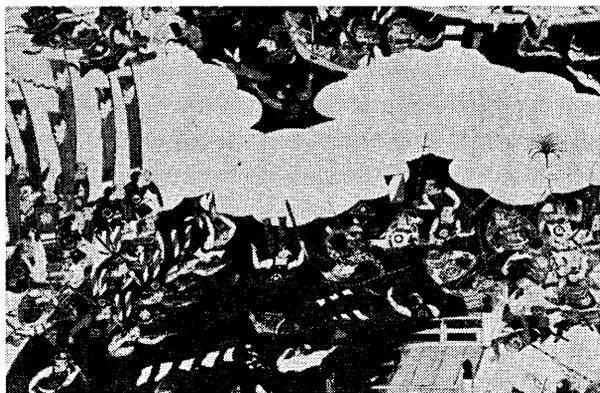
関ヶ原合戦の勝利で全国統一者の地位についた徳川家康は、三年後の慶長八（一六〇三）年二月、その地位を合法化する宿望の將軍宣下をうけて江戸に幕府を開いた。しかし、西日本を中心になお豊臣政権回復を願望する勢力が存在する以上、なかなか落ち着けるものではなかった。そこで何ごとにも「急ぐべからず」とするかれであったが、ついに無理押しをしても豊臣勢力を一掃することを決意した。そのあらわれが方広寺鐘銘事件である。これより先、家康は豊臣氏の財力をそぐために、秀頼に対して寺社の再建・修復・寄進をさかんに勧めていた。その一環として慶長十九（一六一四）年四月再建が完成した京都方広寺（現京都市東山区）の梵鐘の銘に「国家安康」の字句があったため、「これは家康の名を二つに切つて呪うものだ」とのいいがかりをつけ、五月大仏殿上棟供養の延期を命じて大坂方を追及したのである。このため、八月には工事の総奉行片桐且元（茨木城主）が弁解のために駿府に下った。且元は帰坂して、家康の内意は秀頼が江戸に住むか、淀君を江戸へ人質に出すか、大坂城を明け渡して他へ移るか三つに一

つを選ぶことだと報告したので、強行派の大野治長らは且元が家康に内通したものととして殺害しようとし、危険を感じた且元・貞隆父子は十月一日大坂を退去し、居城茨木にひきこもってしまった。これにより豊臣方は徳川方との手切れを決意して開戦にふみきり、家康はチャンス到来とばかりいつになく若やいで喜んだという〔二〇月二日付本多正〕。且元が大坂を退去した同じ日に家康は諸大名に出陣を命じ、十一月十二月の冬の陣、翌年四く五月の夏の陣が戦われた。この大坂の陣で豊臣方は完敗し、名実ともに徳川氏の全国支配が実現したのである。豊臣氏の領地であった摂・河・泉の大部分は天領（幕府直轄地）となって代官が派遣され、あるいは徳川の直臣たちがどっと畿内に入り込み、それぞれ畿内および西国支配の重要な役割を演じた。

徳川氏の 大坂の陣直後の元和元（一六一五）年閏六月には、

畿内支配 家康の異母弟にあたる内藤紀伊守信正の公まきが近江長浜

城から高槻に移り、高槻城主となった。信正はやがて伏見城代、ついで大坂城代となった重臣であり、かれの高槻入府は幕府の畿内鎮撫の重責をになったものとみられ、畿内における徳川幕藩体制確立のための第一歩ともいえる。その後の高槻城主の変遷をみれば、幕府が高槻の地をいかに重視していたかがわかる（次節



写1 大坂夏の陣図屏風〔部分〕（大阪城天守閣所蔵）

参照。

元和から寛永中期（一六一五〜三三年ころ）にかけては幕府の畿内支配の過渡期で領主の変遷はめまぐるしいが、これらの領主の主要な任務は慶長期の豊臣的な残滓を整理することにあつた。この期に各地で検地が行われているのもその一環である〔近世（一）七・八ほか〕。寛永十（一六三三）年には、関ヶ原戦後あらたに創出された譜代大名で家光側近であつた永井尚政・直清兄弟が、それぞれ淀（現京都市伏見区）と勝龍寺（現京都府長岡京市）へ転封されて淀川の兩岸をかためた。そして同年久貝正俊が大坂東町奉行に、石河勝政が堺奉行に、翌年には曾我古祐が大坂西町奉行に、五味豊直が京都町奉行に補せられ、すでに畿内にいた京都所司代板倉重宗と伏見奉行小堀政一を加えた八人衆による民政の合議体制ができあがつた。このうちでも所司代板倉重宗と永井兄弟の地位はとくに高かつたと思われる〔朝尾直弘「近世封建」社会的基礎構造〕。このころ高槻地方では、高槻藩領を除き板倉重宗・永井直清の所領にあて行われた村むらが多かつた。

この体制は寛文期を境に転換し、京都所司代の指揮権と永井尚政の独自の地位が消えて、大坂を中心とした畿内・西国支配の新しい段階に移つた〔同上〕。いいかえれば、徳川幕府の畿内支配が体制的にできあがつた結果、新体制に照応した機構整備が行われたものといえる。高槻地方では慶安二（一六四九）年には永井直清が高槻藩主となり、その後寛文期までに江戸時代を通じての領主（大名・旗本）がほぼ確定された。

領主の変遷 太閤検地によつて兵農分離が達成され、江戸時代には農民は土地に結びつけられたが、領主と村高はたてまえとしていつでも改易・転封されるものであつた。有名な『慶安御触書』も「地頭ハ替もの、百姓ハ末代其所の名田を便とするものに候」と述べている。畿内地域の所領配置は、一般的には

領主の交替が激しく、所領が交錯・散在しているという特徴を持っているが、高槻地方では、以下にみるように慶安〜寛文期に幕末まで続く領主がほぼ決まり、めまぐるしい領主交替があったのは慶安〜寛文期までと、その後も役職大名・旗本の一時的領地に供された天領にかぎられ、全体として所領もさほど交錯・散在しているとはいえない。

それでは江戸時代の高槻地域各村の領主の変遷をたどってみよう。村の順は、旧摂津区域については井上正雄著『大阪府全志』に記載されている順序により、あとに旧丹波（檜田）区域をつけた。村高はとくにことわらないかぎり天保五（一八三四）年の『摂津国郷帳』〔内閣文〕によるが、旧丹波区域については地方史料にもとづく村高である。

神内村 元和元（一六一五）年高槻城主内藤信正の領地となり、同三年土岐定義、同五年松平家信、寛永十二（一六三五）年いったん天領となって翌年岡部宣勝、同十七年松平康信、慶安二（一六四九）年には天領となったが、寛文二（一六六二）年高槻藩が多田銀山（現兵庫県川西市）周辺に持っていた領地を銀山御用地として召し上げられた替地として高槻藩永井直清に与えられ〔近世二〕、以後永井氏の支配が幕末まで続いた。享保八（一七二三）年の村高は一三〇石五斗一升二合であり〔八木田家文書〕、幕末まで変化はない。

井尻村 前代からの烏丸家の領地と思われ、江戸時代に入っても烏丸家の支配は変らなかつた。村高は一



写2 神内村年貢免状（八木田家文書）

四石一斗二升三合である。

上牧村 三領主の入り組みであった。村高八三六石九斗三升二合のうち三三五石一斗六升五合の支配は井尻村と同じ烏丸家であった。おそらく上牧そのものが前代からの烏丸家領で、信長政権のもとでも大納言烏丸光宣の領地として認められていた〔中世五一二・五一七・五二三・五五二〕。また、三七一石九斗一升一合は元和七（一六二二）年より京都所司代板倉周防守重宗の領地となったが、明暦二（一六五六）年いったん天領となったのち、寛文十（一六七〇）年京都所司代に就任した永井尚庸（なおつね）に与えられた。この永井家は、その後下野烏山城主、播磨赤穂城主、信濃飯山城主、武蔵岩槻城主と転々とし、宝暦六（一七五六）年美濃加納城主となって幕末まで続くが、この上牧村の一部支配はそのまま変らなかつた。さらに、村高のうち一二九石八斗五升六合は寛文三年天領から旗本鈴木重泰の支配に転じ幕末まで続いた。ほかに上牧村新田という天領があつて幕末に高槻藩に預けられた史料も散見するが〔近世四〕、高については不明である。

萩庄村 村高は一六八石二斗三升九合で、領主は井尻村と同じである。

梶原村 先述の神内村の一部と同じく、村高六五八石五升八合と新田高四石六斗四升四合が多田銀山領替地として寛文二年に永井直清に与えられ〔近世七〕、幕末まで高槻藩領であった。それ以前はおそらく神内村の場合と同様と思われるが不明である。また、その後に開かれた新田高三石五斗四升七合があつたが、これは天領となり、幕末に高槻藩に預けられた。

鶴殿村 前代より烏丸家の領地であつたと思われるが、村高七〇石八斗四升六合のうち三八七石七升九合は、寛永十七（一六四〇）年松平康信に与えられて高槻藩領となり、慶安二（一六四九）年には永井直清にひき

槻藩に預けられた。

東天川村 村高は寛永十七（一六四〇）年の年貢免状では六八三石三斗八升五合であったが、同二十一年には六六七石一斗九升九合、正保三（一六四六）年より以後中期にかけてはずっと六五三石八斗八升で〔森田家〕、後期の天保五（一八三四）年には六五四石七斗六升と微増している。前島村と同様承応元年（一六六〇）に御用地を醸出してはいるが〔近世〕、年貢免状でみるかぎりはその時点での村高の減少はない〔森田家〕。領主は前島村に同じ。なお、新田については中小路村の項参照。

西天川村 村高は七五一石六斗五升で、領主は前島村と同じである。

野中村 もとは中小路・辻子・土橋・西冠の各村と同じ一つの村で、はじめ川辺村、のち冠村と称していた。領主は前島村と同じで、永井氏の支配となつてより寛文七（一六六七）年まず西冠村が分村、天和元（一六八二）年土橋村が分村、貞享二（一六八五）年野中村と中小路村が分離独立、元禄九（一六九六）年残りが辻子村となつた。いずれも高槻藩領である。野中村の村高は六九二石五斗三升七合であった。

中小路村 領主・由来は野中村に同じ。村高は享和三（一八〇三）年の年貢免状で四九七石一斗三升七合となつており、幕末まで変化はない〔大西忠〕。まだ冠村として前記五カ村が一本の時期である承応元（一六五二）年に、前島村と同様葭嶋御用地を醸出しているが、地理的にみてこれは中小路に相当する部分だつたと思われる。ほかに冠・天川新田というのがあつて中小路村と東天川村に属していた。石高は三八石六斗四升七合あつたが、どちらの村にどれだけ所屬していたかは不明であるので便宜上ここに入れる。この新田部分は天領となり、幕末には高槻藩に預けられた。

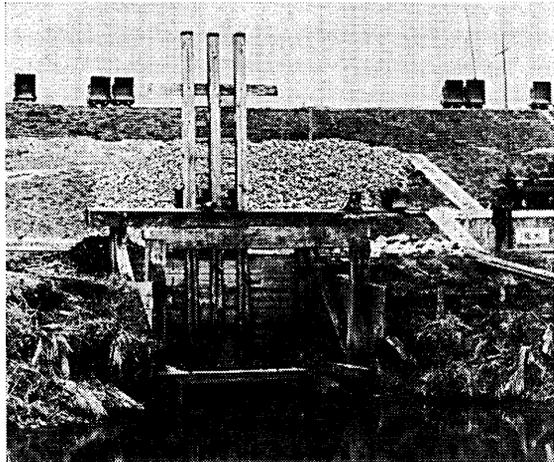
西冠村 領主・由来は野中村に同じ。村高は三一四石六斗九升五合であった。

土橋村 領主・由来は野中村に同じ。村高は二九四石五斗八升七合であった。

辻子村 領主・由来は野中村に同じ。村高は四九三石三斗一升一合であった。

大塚町 もとは次項の大塚村のうちであったが、元和三（一六二七）年分れて大塚町と称した。大塚村の枝郷である。村高三七八石八斗三升八合のうち三五九石四斗二升四合の領主は大塚村と同じく高槻藩領であったが、残る一九石四斗一升四合は新田で天領となり、幕末には高槻藩に預けられた。

大塚村 村高九九八石三斗八升九合のうちの大部分にあたる九八八石六斗五升三合の領主は前島村と同じ経過をたどった高槻藩領である。残る九石七斗三升六合は新田で天領となっていたが、幕末には高槻藩に預けられた。ほかに一二石一斗三升の葭嶋があったが、寛文五（一六六五）年より日野家の所領となり〔寛文朱印留〕下、〔寛文朱印留〕下、幕末まで続いた。承応元（一六五二）年に大塚・前島・東天川・冠各村合わせて一二石二斗八升が葭嶋御用地として召し上げられているが、日野



写4 大正頃の番田惣樋（小谷太一氏提供）

家に与えられた葭嶋がそのうちであつたかどうかはわからない。

番田村 もと大塚村のうちであつたが、正保三（一六四六）年に分れて番田村と称した大塚村の枝郷である。領主は大塚村に同じ。村高は五九石六合であつた。

野田村 文禄三（一五九四）年の太閤検地までは東天川村のうちに含まれていたが、『近世』^{（一）}11頁、三、および第一『ベ』、江戸時代には独立した一村となつた。領主は前島村に同じ。村高は七七石八斗九升であつた。

下田部村 領主は前島村に同じ。村高は三九一石五斗三升であつた。

川久保村 領主は慶安二（一六四九）年以降高槻藩永井氏であるが、それ以前についても前島村と同様である。村高は七七石九斗一升であつた。

成合村 村高三一九石九斗六升九合のうち二八五石六斗三升九合は前島村と同じ高槻藩領であつたが、残る

三四石三斗三升は幕初より同村の金龍寺の寺領として認められたものとみられる。『寛文朱印留』^下、^{*}両者とも幕末まで続いた。これより先、慶長七（一六〇二）年に豊臣秀頼が金龍寺に対し三四石余の朱印状を与えているので、『井上正雄』『大阪府全志』^{（第三卷、七、五ページ）}、それがそのまま徳川幕府によつて認められたものであろう。

* 金龍寺あて朱印状は、元和三（一六一七）年、寛永十三（一六三六）年に続いて、寛文五（一六六五）年に出されたもので、高は「三拾石」となっている。天保八（一八三七）年の『郡秘録』^{（近世）}「二七」によれば、高槻藩の他領入り組みの覚として成合村の項に「外三拾石、金龍寺」とあつて朱印高と合致するが、成合村の総村高が「三百拾五石六斗三升九合」となつていて、天保五（一八三四）年の郷帳の「三一九石九斗六升九合」に合わない。井上正雄『大阪府全志』にあげた成合村の村高は天保の郷帳に合致するので、同書がいう金龍寺領「三四石三斗三升」の数をとつた。

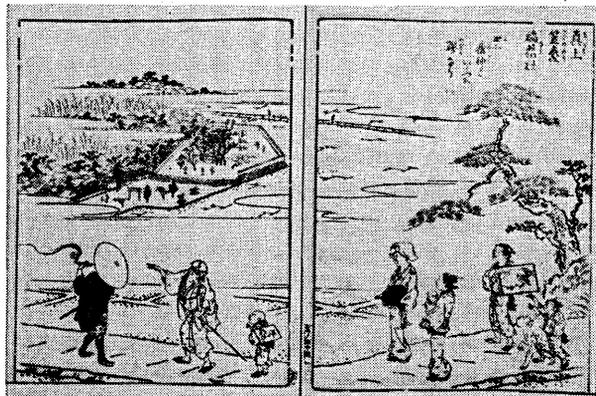
別所村 江戸時代以前より樋口氏の領地であったが、樋口氏が徳川氏に服属し、そのまま領有を認められて幕末まで続いた。村高は一三六石九斗八升であるが、そのうち二石八斗八升分は高槻藩領であった。貞享元（一六八四）年の高槻藩所領朱印目録に別所村も含まれているので〔近世口〕、遅くともその時までには高槻藩領となっており、幕末まで変らなかつた。

安満村 領主は前島村に同じ。村高は九五二石七斗六合であった。

下村 領主は前島村に同じ。村高は三六九石二斗八升であった。

古曾部村 領主は前島村に同じ。村高は寛永十二（一六三五）年の年貢免状では八五九石四斗であったが、これは山高五石八斗四升を含んでいたもので、同十七年の免状からは八五三石五斗六升となり、以後幕末まで変らなかつた〔家文書〕。天保の郷帳はもとの八五九石四斗の高を記載している。

真上村 領主は前島村に同じ。村高は延宝元（一六七三）年の年貢免状で六二八石二斗六升あり、以後幕末まで変化はなかつた〔真上区〕。ほかに山高二石二斗四升があり〔同上〕、天保の郷帳では両者を合わせた六三〇石



写5 真上笠森稻荷社（「摂津名所図会」より）

五斗となっている。

服部村 幕初は天領であったが、寛永十(一六三三)年山城勝龍寺城主永井直清の領地となり、慶安二(一六四九)年直清が高槻藩主になると天領に復した。明暦二(一六五六)年京都所司代牧野親成ちかしげに与えられ、寛文八(一六六八)年親成の所司代辞任とともにまた天領に復し、同十年京都所司代永井尚庸なかつねに与えられた。その後は上牧村の加納藩領と同じである。村高は文禄三(一五九四)年の太閤検地では一、一七〇石九斗六升であったが〔近世(一)〕、その後新田開発が進み、天保三(一八三二)年の年貢免状によれば村高は一、二四八石一斗九升五合で、ほかに新田高が二五八石三斗八升三合もあった〔農協清水支所文書〕。両者合わせて一、五〇六石五斗七升八合になるが、天保五年の郷帳では一、五三〇石八斗九升六合とある。いずれにせよ、宮の川原・塚脇・浦堂・大蔵寺・西の河原の五邑を含む大村であった。

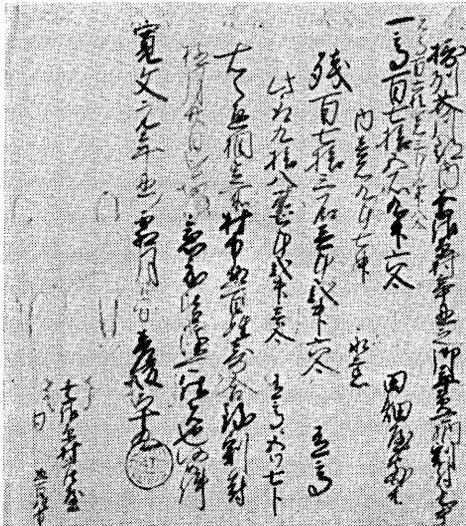
原村 村高八二二石一斗一升一合のうち六六二石一斗八升七合は服部村と同じ領主の変遷をたどった〔近世(一)413三九〕。残る一五九石九斗二升五合は寺領で、そのうち九六石二斗二升四合は龍安寺領、四三石は妙心寺領で、秀吉によって寄進され〔近世(一)29三〕、元和元(一六一五)年京都所司代によって朱印地として認められた〔龍安寺文書〕。また、一一石二斗五升七合は同村神峯山寺領、五石三斗二合は本山寺領で、いずれも慶安二(一六四九)年永井直清の斡旋で朱印地として認められた〔近世(一)29三〕。さらに四石二斗は年代が不明であるが浄国寺領となっている(浄国寺については六〇ページの注*参照)。

萩谷村 領主は服部村と同じで加納藩領である。村高は一一八石四斗九升であった。

塚原村 当初は天領であったと思われるが、元和七(一六二二)年より京都所司代板倉重宗の領地となり、

所領となった。しかし翌年正勝は大坂において死去、同年さきの松平乗成が大坂定番に就任し、常陸国の領地をもとの撰津・河内・丹波にもどされ、奈佐原村もそれに含まれていた。乗成は同十六年に大坂において死去、かわって松平正勝の子式部少輔正友が^{まさとも}大坂定番となり、奈佐原村も領有した。正友は正徳元（一七一）年に死去し、奈佐原村も天領に復したが、享保十九（一七三四）年大坂城代となった太田備中守資晴に与えられた。資晴が元文五（一七四〇）年死去するとまた天領に復し、しばらくは徳川代官が支配したが、文化六（一八〇九）年高槻藩に預けられた^{三四}〔近世^三〕。天保十四（一八四三）年にいったん天領代官支配に復するが、同年ふたたび高槻藩に預けられ幕末にいたった^{〔撰津高槻永井家譜 東京大〕}〔^{〔学史料編纂所 永井家文書〕}〕。このように奈佐原村は天領であっても、京都所司代・大坂定番・大坂城代などの役知としてしばしば利用された村である。村高は寛文元（一六六一）年の年貢免状では一七五石九升六合であったが^{〔斎藤家文書〕}、中期に八石六斗三升八合の新田開発が行われ^{〔上〕}、合わせると一八三石七斗三升四合であった。

宮田村 奈佐原村と同様天領であったが、元和七年より京都所司代板倉重宗の領地、明暦二（一六五六）年天領となったのち、寛文二（一六六二）年大



写6 奈佐原村年貢免状（斎藤家文書）

坂城代青山因幡守宗俊むねとしの領地、延宝六（一六七八）年以降しばらくは不明であるが、大坂城代役知であった可能性が強い。貞享元（一六八四）年大坂城代土屋相模守政直まさなおの領地、同二年大坂城代内藤大和守重頼しげよりの領地、同四年大坂城代松平因幡守信興のぶきの領地、元禄三（一六九〇）年信興が京都所司代に転任するとともに天領となったと思われる。文化六（一八〇九）年高槻藩に預けられてよりは奈佐原村に同じ。村高は五五五石一斗八升五合であった。

赤大路村 幕初は京都所司代板倉重宗領であったが、いったん天領となり、万治三（一六六〇）年旗本松下彦兵衛房利ふさとしの知行地となり、同氏が世襲して幕末にいたった。村高は二七八石二斗六升一合である。

靈仙寺村 はじめ同村靈仙寺の寺領であったが〔中世五二〕、元和元（一六一五）年には天領となっており〔近世四〕、明暦二（一六五六）年京都所司代牧野親成に与えられてより服部村と同じで、のち加納藩領となった。村高は三一石九斗七升六合の小村である。

芥川村 領主は前島村に同じ。村高は一、二八六石二斗であった。

郡家村 当初は天領と思われるが、元和七（一六二二）年京都所司代板倉重宗の領地となり、明暦二（一六五六）年いったん天領に復し、万治元（一六五八）年村高八四八石二斗四升のうち五四八石二斗四升が旗本小田切須猶もろなほに、三〇〇石が旗本本間季重すとしげに与えられ、旗本二家の入り組みのまま幕末まで両氏が世襲した。

高槻村 中心は高槻城の城下町で武家屋敷・町人町が建ち並んでいたが、村方も含まれ、村高は九六三石九斗八升五合であった。面積五九町八反七畝二三歩のうち二二町七反九畝二三歩、高にして三八七石五斗五升九合分は城地と武家屋敷であった〔近世四〕。支配はもちろん前島村と同じく高槻藩領である。

Ⅵ 近世の高槻

上田部村 領主は前島村に同じ。村高は七二一石九斗四升六合であった。

東五百住村 領主は前島村に同じ。村高は六九六石八升であった。

西五百住村 領主は神内村に同じ。村高は六一四石七斗六升二合であった。

津之江村 領主は前島村に同じ。村高は天保四（一八三三）年の年

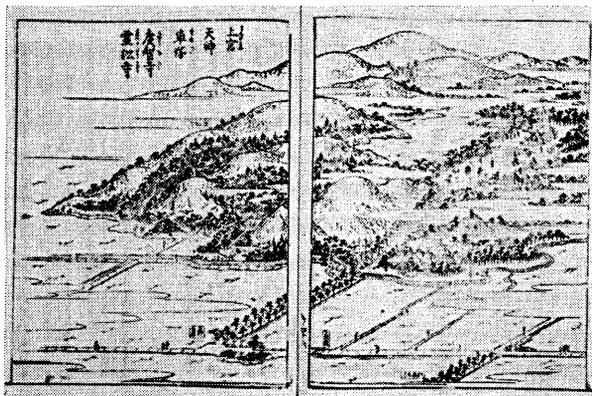
貢免状では五六九石四斗七升一合であるが〔中村(註)家文書〕翌年の『撰

津国郷帳』では山高一〇石二斗四升を含めて五七九石七斗一升一合となっている。

芝生村 領主は前島村に同じ。村高は六七〇石九斗七升五合であった。

富田村 村高二、八五三石一合、江戸時代の高槻市域では最も村高の大きい村で、酒造業をはじめとした商人・手工業者の多い町場をなし、史料によっては富田町と表現している。基本的には天領であったが、領主は複雑に入り組み、元禄五（一六九二）年には村の顔役紅屋市郎右衛門が、領主が多数であることは村中不和のもとになるので支配を一本にしてほしいとの訴えを出しているほどである〔近世(行)二三三〕。

江戸時代のはじめの村高は文禄検地の高で二、九九六石九斗



写7 上宮天満宮社（「撰津名所図会」より）

五升〔近世^(一)一七〇一〕、そのうち二五石二斗六升は妙心寺領、一七四石七斗四升は龍安寺領で、合わせて二〇〇石が寺領であったが、いずれも実際には妙心寺派龍安寺の末寺である地元の普門寺にあてられていた。寺領を除く二、七九六石九斗五升は高槻城主新庄駿河守直頼（なほより）の領地であったが、関ヶ原合戦後天領となって代官が支配した。寛永十（一六三三）年からは山城勝龍寺に配された永井直清の領地となり、慶安二（一六四九）年かかれが高槻藩主になるとともに天領に復し、しばらくの間は徳川代官が支配した。このうち二、三四三石六斗四升七合の地は天和元（一六八一）年京都所司代稲葉丹後守正道（のち正往）に与えられ、貞享二（一六八五）年正道退任にともない、今度は大坂城代に就任した内藤大和守重頼（しげより）に与えられた。残余の四五三石三斗三合の地は引き続き天領で、代官万年長十郎頼治（よしはる）が支配していた。元禄四（一六九一）年に内藤氏の領地が信濃へ移され、その跡地のうち一、四九二石九斗二升二合のみが大坂城代土岐伊予守頼殷（よりたか）に与えられ、残余八五七石七斗二升五合の地は天領に復し代官長谷川六兵衛安定が支配した。従来の天領は万年氏が支配していたので、富田村の代官は同じ時に二人もいたことになる。

これより先、延宝五（一六七七）年には、尼崎藩主青山大膳亮幸利（だいでんのすけよし）が幕府の命令でこのあたりの天領を検地しており、富田村は二、八五三石二斗一升に村高を減じた〔近世^(一)一七〇一〕。この新検高は元禄四（一六九一）年から実施されたが、表一のようにどの領主の領有地も古検（文禄検地）高より減少した。やがて天領のうち三四石五斗分は宝永二（一七〇五）年高槻藩（永井日向守直達（なほたち））に与えられた。これは高槻藩が摂津国住吉郡七道村（現大阪市住吉区）で持っていた領地の一部を大和川付替工事のため提供したのでその代償地として与えられたもので〔近世^(一)一七〇一〕、この分は幕末にいたるまで高槻藩領であった。さらに同五年には天領

Ⅵ 近世の高槻

のうち四九一石四斗六升五合の地が大坂定番内藤式部少輔正友しきまじょうすけまさともに与えられ、この時点では富田村一村に寺院・大坂城代・大坂定番・代官・高槻藩主と五種類の領主がいたことになる〔近世(一)〕〔六〕。正徳元(一七一一)年内藤氏の摂・河内国の領地は信濃へ移され、富田村の内藤氏の支配地と代官支配の天領を合わせて一、一九八石六斗一升七合の地が、新たに大坂定番となった水野肥前守忠位ただたかに与えられた。一方、大坂城代土岐頼殷の領地は同二年の城代の交替にともない新城代内藤紀伊守式信しきのぶに与えられ、享保五(一七二〇)年同氏の所領が越後に移されると天領に復した。また定番水野忠位の所領のうち一、〇九〇石四斗五升八合の地は正徳三年大坂定番となった松平大蔵少輔勝以かつゆきにひきつがれたが、残る一〇八石一斗五升九合は天領に復した。松平勝以領は享保十年新たに定番となった戸田大隅守忠圀ただゐにひきつがれたが、同十七年忠圀の死去にともない戸田氏の所領が下野へ移されたため、富田村の戸田氏領も天領に復した。同十九年太田備中守資晴すけはるが大坂城代に就任すると、富田村の天領すべてが同氏の所領となった。元文五(一七四〇)年資晴の死去にともなって同氏の所領はもとの上野国へもどされ、富田村の太田氏領は天領に復した。それよりしばらく徳川代官の

表1 富田村の古検・新検高の比較

領 主 別	古 検 高	新 検 高
龍安寺領	石 174.740	石 169.749
妙心寺領	25.260	24.532
代官長谷川安定支配地	850.725	811.671
代官万年頼治支配地	453.303	421.651
土岐頼殷知行地	1,492.922	1,425.603
計	2,996.950	2,853.210

注) 近世(一)36による。

支配が続くが、そのうち三八三石七斗五升二合のみが旗本青山百助幸充（よきみつ）に与えられた。青山氏が方々に持っていた知行地のうち、摂津菟原郡（うさはら）の知行地を島上郡に移されたため、この旗本領は幕末まで続いた。残る二、二四〇石四斗六升八合は引き続き天領で代官が支配していたが、寛政二（一七九〇）年高槻藩に預けられた〔近世白〕。天保十四（一八四三）年に一時代官築山茂左衛門が支配するが、その年の末にはまた高槻藩預け地となり幕末にいたった〔撰津高槻永井家譜（東京大）学史料編纂所永井家文書〕。したがって幕末の富田村は、高槻藩領・大名（高槻藩）預地・旗本知行地・寺領の四つの入り組みであった。なお、天保の『摂津国郷帳』では、総村高二、九二〇石六斗五升一合となっており、また寛政期の高槻藩預所高は別の史料によれば、二、二九七石九斗四升三合となっており〔近世白〕、いずれも五七石四斗七升五合の誤差がある。寛政のころ新田が新たに天領に組み入れられ、そのまま高槻藩に預けられたことも考えられる。そうとすれば天保の郷帳の高が正しいであろう。

三島江村 当初の村高は七六〇石ばかりであったと思われるが、貞享四（一六八七）年に一六石四斗二升二合五勺分を、元文三（一七三三）年に二石七斗八升三勺分を、いずれも淀川筋御用地として召し上げられ〔近世白〕、七三九石六斗六升八合四勺の村高となった。領主は前島村と同じである。ほかに次項唐崎村とともに三島江・唐崎新田四二石五斗八升があったが、これは天領となり、幕末には高槻藩に預けられた。

唐崎村 領主は前島村に同じ。村高は文禄三（一五九四）年の太閤検地では六七七石二升七合であったが〔唐崎区有文書〕、寛永十六（一六三九）年の年貢皆済目録によれば、それに五三石六斗の葎方嶋島が加わって七三〇石六斗二升七合の村高となっている〔近世白〕。おそらく寛永四年から翌年にかけて淀川葎嶋の所屬を

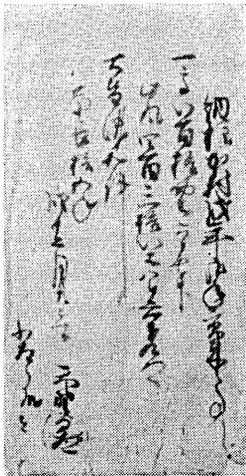
Ⅶ 近世の高槻

ぐり隣の三島江村とともに対岸の出口村（現枚方市）と争っているので〔近世（一）一五六〕、その葭嶋が含まれたのであろう。その後同十八年三島江村からの入作嶋畑を中心に二六石五斗五升三合を三島江村へ高分けし〔近世（一）一五六〕、さらに三島江村と同様貞享四年には一六石四斗二升、元文三年には二石七斗八升三勺を淀川筋御用地に醸出し、村高は六八四石八斗七升一合二勺となった。領主は前島村と同じである。ほかに三島江村とともに三島江・唐崎新田があったが、これについては三島江村の項参照。

柱本村 村高は文禄三（一五九四）年の太閤検地では八一四石六斗七升〔近世（一）一四一〕、慶長十五（一六一〇）年の年貢免状でもその高が踏襲されているが〔近世（一）一〇五〕、元和元（一六一五）年高槻藩主内藤信正のとき葭方二石四斗を加え〔近世（一）一四一〕、八一七石七斗となった。しかし元禄三（一六九〇）年の年貢免状ではそのうちの四八石八斗四升は川中畑として別にし、村高は七六八石二斗三升である〔近世（一）一四五〕。年貢免状記載の高はその後幕末まで変らないが〔葉間家文書〕、天保の『摂津国郷帳』では二つを合わせて八一七石七斗としている。領主は前島村と同じであった。

西面村 村高は一、〇九六石六斗五升で、領主は前島村に同じ。

田能村 前章でみた前田玄以支配〔第一卷、七八九ページ〕以後、慶長七（一六〇二）年に天領となり権太小三郎代官が支配している〔近世（一）三六三〕。同十四年岡部長盛が龜山城主となって龜山藩が置かれたが、寛永



写8 柱本村年貢皆目録
（葉間家文書）

元（一六二四）年の年貢免状をはじめ〔近世口〕、同六年・八年・九年の年貢免状も丹波郡代五味金右衛門豊直とよなおから出されており、田能村は引き続き天領であったと思われる。田能村が亀山藩支配であることがはつきりするの寛永十一（一六三四）年に亀山藩に移された菅沼正貞まさただからで〔近世口〕、このとき亀山藩は松平忠昭二万二、二〇〇石から一挙に菅沼四万一、一〇〇石に拡大しているので、そのため田能村も亀山藩領のうちに入ったのであろう。その後も幕末まで亀山藩の支配をうけた。村高は太閤検地で四一九石五斗八升であったが〔近世口〕、寛永元（一六二四）年の年貢免状では四一九石七斗一升四合と微増している〔中舎家〕。寛永末年の検地でいったん三八〇石ほどにも減じたが、そのやりなおし検地で逆に四四九石五斗一升二合となったという〔近世口〕。ただし年貢免状の方は慶安三（一六五〇）年の時点で四四九石五斗八升となっており〔中舎家〕、その後幕末まで変化はなかった。

中畑村 領主は田能村に同じ。村高は当初二〇五石七斗であったが〔近世口〕、寛永十七（一六四〇）年の地改でじあつたあめ二一五石九斗九升となり〔近世口〕、以後変化はなかった。

出灰村 領主は田能村に同じ。村高は当初三三三石九升四合であったが〔浅野家〕、寛永十七年の地改で六一石一斗二升となった〔近世口〕。天保のころ（一八三〇～四四）六一石六斗二升八合となったようであるが〔南条田一ジ〕、この差は新田高と思われる。

二料村 領主は田能村に同じ。村高は当初五五石七斗四升二合であったが〔浅野家〕、寛政十一（一七九九）年には九四石七斗一升となっている〔近世口〕。おそらく隣村同様寛永の地改で大幅に増加したのであろう。ほかに新田高二斗四升四合があった〔上同〕。

Ⅵ 近世の高槻

杉生村 領主は田能村に同じ。村高は当初五九石五斗二升であったが〔近世〕^{〔六三〕}、明和六（一七六九）年には八一石六斗八升となっている〔同上〕。これも隣村同様寛永の地改で大幅増となったのである。ほかに新田高一石四斗九升三合があった〔近世〕^{〔六三・六四〕}。

所 領 これまで高槻地域の江戸時代の領主の変遷を村ご
配 置 とにたどって見たが、領主支配の観点からみると
各村を七種に分類することができ、石高による比率をみると表二
のようになる。

高槻藩領 慶安二（一六四九）年または寛文二（一六六二）年に高槻藩領（永井氏）となり、以後幕末まで変化のない村で、このタイプが最も多く、石高においても全体の六八パーセントをしめる。

神内・東天川・西天川・野中・西冠・土橋・辻子・番田・野田・下田部・川久保・安満・下・古曾部・真上・塚原・土室・氷室・芥川・高槻・上田部・東五百住・西五百住・津之江・芝生・庄所・唐崎・柱本・西面の各村と、他領主との入り組みで梶原・鶴殿・前島・中小路・大塚町・大塚・成合・別

表2 近世高槻の所領

領 主 別	石 高	百 分 率
高 槻 藩 領	20,834.3656	67.9
加 納 藩 領	2,715.460	8.9
亀 山 藩 領	903.788	2.9
旗 本 領	1,863.979	6.1
天 公 領	3,309.586	10.8
公 家 領	662.424	2.2
寺 領	388.536	1.3
計	30,678.1386	

注) 「天保郷帳」(内閣文庫所蔵)などによる。

所・富田の各村

加納藩領 寛文十（一六七〇）年京都所司代永井尚庸なおつねの所領と

なり、同氏子孫はのちに居城を転々とし最後に美濃加納城主となったが、幕末までこの永井氏の支配をうけた村

服部・萩谷・霊仙寺の各村と、他領主との入り組みで上牧・原の二カ村

亀山藩領 寛永十一（一六三四）年より亀山藩領となり、藩主の家筋は変わったものの幕末までずっと同藩領であった村

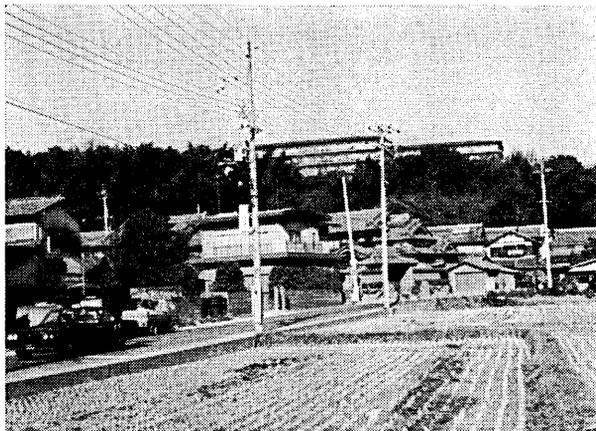
檜田地区の田能・中畑・出灰・二料・杉生の五カ村

旗本領 江戸時代のはじめころ旗本知行地となり、以後幕末まで変化のない村であるが、御家人知行地と思われる別所村、後期になって旗本知行地となった富田村も含まれる。

岡本・赤大路・郡家の三カ村と、他領主との入り組みで上牧・別所・富田の三カ村

天領 本来は幕府直轄地で代官が支配したが、所司代・城代・定番などの役知として随時諸大名・旗本などに与えられることが多く、江戸時代後期には高槻藩に預けられた村

宿名・奈佐原・宮田の三カ村と、他領主との入り組みで鶴殿・富田両村の過半と梶原・前島・中小路・



写9 別所旧村（市内別所本町）

大塚町・大塚・三島江各村のそれぞれごく一部

公家領 江戸時代以前より公家の所領であったが引き続き公家領として存続した村、またはあらたに公家に与えられた村

井尻・萩庄の二カ村と、他領主との入り組みで上牧・鶴殿・大塚の三カ村

寺領 江戸幕府により朱印地として認められた寺院の領地で、すべて他領主との入り組みであった。

成合・原・富田各村の一部

以上の所領配置を地図上にあらわせば図一（折込）のようである。この図からわかるように、高槻城のあった高槻城下町を囲むように現地域の平野部一帯が高槻藩領であった。当初からの天領は肥沃な平野部を占め、ことに中世後期以来この地域で社会・経済的に繁栄を誇っていた富田が含まれていることは、天領のあり方として象徴的である。また淀川沿いに開発の進んだ新田も天領となっている。旗本領はほぼ西国街道（山崎街道）沿いに並んでいた。加納藩領は山麓・山間部である。公家領は京都に近い市域東部にかたまっている。檜田地区はもともと丹波国であったから、その地区全体が丹波亀山藩領であったことは当然であろう。

第二節 高槻の諸領主

大名領

近世高槻を統治した領主は、前節でみたように大名・旗本・代官・公家・寺院とさまざまで、それらが複雑に入り組み、かつ領主が二転三転している村もあって、領主の数は非常に多

い。それらの領主はどのような性格・地位の領主であったかを見ていけば、幕藩体制社会の中で高槻がどのような位置におかれていたのかがわかるであろう。所領の最も多い大名から順次領主別に分けてみてみよう。

徳川氏の家臣のうち一万石以上の領地を与えられた家臣を大名といい、藩主となった。大名は徳川宗家（うぢけ）との親疎の度合いによって親藩（三家・三卿・家門）・譜代・外様の三種に分けられる。高槻市域に領地をもった藩は、高槻藩・加納藩（現岐阜市）・亀山藩（現亀岡市）の三つがあり、いずれも幕府が信頼をおく有力な譜代大名が配置された。

(一) 永井氏以前の高槻城主 元和元（一六一五）年閏六月、近江長浜城主内藤紀伊守信正（のぶまさ）（四万石）が摂津芥川・太田両郡のうちに移され、高槻城主となった。この内藤氏は三河出身で、信正の父信成（のぶなり）が三歳のとき徳川元信（家康）に拝謁して以来の徳川譜代の直臣である。「信」は元信の一字を賜ったという。姉川合戦・三方ヶ原合戦・長篠合戦・諏訪原合戦など徳川氏の成長にかかわる重要な合戦で常に重要な役割を演じ、天正十八（一五九〇）年伊豆韮山城主（ぢらやま）（一万石）、慶長六（一六〇二）年駿河府中城主（四万石）、同十一（一六〇六）年近江長浜城主となり、その地位はそのまま子信正にひきつがれた。長浜城主だった信正は、慶長二十（一六一五）年大坂夏の陣



写10 土岐定義の墓（霊松寺内・市内天神町二丁目）

に際して摂津尼崎城を準備し、陣ののち高槻城主に移封された。ところが二年後の元和三年には伏見城代（五万石）となって高槻を離れ、その後大坂城代となり、大坂城において卒した。高槻城主であった間、現高槻市の範圍では神内・梶原・前島・東天川・西天川・冠（野中・中小路・西）・大塚（大塚町・大塚）・野田・下田部・川久保・成合・安満・下・古曾部・真上・芥川・高槻・上田部・東五百住・西五百住・津之江・芝生・庄所・三島江・唐崎・柱本・西面の諸村を支配した（一部推定）。

内藤信正が伏見城代となったあとに高槻城に入ったのは下総国守屋を居所としていた土岐山城守定義（またよし）である。土岐氏はもと美濃国出身で足利御家人であったが、定政（またまさ）（母方の姓を名づけて菅沼）のとき永祿七（一五六四）年より徳川家康にしたがい、天正十九（一五九二）年下総国相馬郡守屋（現茨城県北相馬郡守谷町）を居所として一万石を領した。文祿の役では肥前名護屋につめ、そのころ土岐姓に復した。定義はその二男で、慶長二（一五九七）年父の死去によって遺領を継ぎ、徳川秀忠に付属、元和三（一六一七）年加増があって高槻城に移され、摂津国内で二万石を領した。このとき高槻では前領主内藤信正支配の村むらをそのままひきついで。高槻城が大規模に修築されたのはこのときである。定義は元和五（一六一九）年高槻において四〇歳の若さで死去、霊松寺に葬られた。子頼行が遺領を継ぐことになったが、幼少（一二歳）であるという理由で一萬石に減知され、下総国相馬郡へもどされた。その子頼殷（よりたか）はのち大坂城代、さらにその子頼稔（よりとく）は大坂城代・京都所司代を歴任、子孫は上野国沼田城主（三万五千石）の譜代大名である。

土岐定義の没後高槻城主となったのは三河形原から移された松平紀伊守家信である。この松平氏は三河国宝飯郡形原（はいのほ）（現愛知県蒲郡市）から出たため形原松平氏という。徳川家康が幼少で今川義元のもとに人質とし

てとられていたころからしたが、
っていたほど、徳川家にとって
信頼のおける生粋の譜代大名で
ある。家信自身少年期より小牧
の陣をはじめ各地の戦いに参
加、小田原の陣のち上総国五
井で五千石（のち形原）、元和四
（一六一八）年御留守居となり

安房国で五千石加増、一万石の大名となった。翌年領地を摂津国へ移されて一万石加増、高槻城主（二万石）となった。このとき高槻では前領主土岐定義支配の村むらは松平氏の支配に変わった。ところが寛永十二（一六三五）年二月、二万石加増、高槻を改めて下総国印幡郡佐倉（現千葉県佐倉市）へ移された。その子康信のときふたたび高槻城主になることになる。

松平家信が佐倉へ移った寛永十二年二月以降、高槻藩領はいったん天領になり、幕府の命で播磨龍野藩主岡部美濃守宣勝が高槻城の守備にあたり、使番として堀豊前守利政（旗本）が派遣されて目付の任にあたったが、地方支配は代官があたったようである。翌年六月岡部宣勝が正式に龍野から転封されて高槻城主となり、以前に松平家信の支配していた村むらを支配した。岡部宣勝の先祖は今川義元の家臣であったが、正綱のとき徳川家康にしたがった。家康が幼時今川家に人質となっていたころよりよしみがあったという。子長



写11 岡部宣勝画像
（岸和田市史編さん室提供）

盛のとき天正十八（一五九〇）年家康の関東移封に際して上総・下総で一萬二千石、慶長十四（一六〇九）年丹波国において新恩二万石、龜山城主（三万二千石）となり、さらに龜山近辺で二万石加増、元和七（一六二一）年龜山を改めて福知山城主となり、一萬五千石を加増され五万石の大名となった。寛永元（一六二四）年大垣城に移されたが、同九年死去、子宣勝が遺領を継いだ。翌十年大垣を改めて播磨国龍野城主、同十二年空白となった高槻城の守備を命ぜられ、翌年龍野から高槻へ転封された。このように岡部氏は各地を転々と移動し、同十七年には和泉岸和田城主に移されて高槻も短期間で終ったが、一万石の加増あって六万石の大名となり、岸和田城主として幕末まで落ち着いた。

岸和田へ移った岡部氏のあとをうけて高槻城主になったのが、もと高槻城主であった松平家信の子である若狭守康信である。康信は寛永十五（一六三八）年父の死去によって佐倉の遺領を継ぎ、弟二人に各二千石を分けて三万六千石の大名であったが、同十七年佐倉を改めて高槻へ移された。しかし慶安二（一六四九）年には高槻を改めて丹波国多紀郡篠山へ移され、一万四千石加増あって五万石を領した。高槻城主であった間に支配した高槻地域の村むらは、前領主岡部氏の支配村であった。この松平康信の四代あとになる信岑のとき寛延元（一七四八）年に篠山を改めて丹波龜山城主となり、桑田郡を含めて幕末まで支配したので、ふたたび高槻地域（檜田地区）と関係をもつこととなった。

松平氏が篠山へ移されたあとへ永井日向守直清が山城神足（現京都府長岡京市）から移されて幕末までの高槻城主となるのである。永井氏以前の四氏（内藤・土岐・松平・岡部）は岡部氏を除けば老中・京都所司代・大坂城代などの幕府要職担当者を出している家筋であったし、また岡部氏の落ち着いた岸和田が徳川御三家

の紀州藩に接し、瀬戸内海を見渡す重要地であったことを考えれば、四氏いずれも徳川の有力な譜代大名であったといえる。また、たとえ重臣の家筋であっても、土岐頼行が幼少では重要地に堪えずとして高槻からほかへ移されたほどで、それだけに高槻城およびその周辺の地域は、江戸幕府の畿内支配において高い地位を占めていたのである。しかし四氏とも高槻での支配は短期間であり、永井氏以前の高槻への領主配置は、いわば幕藩体制が確立するまでの過渡的な領主配置であったといえよう。

(二) 高槻藩主永井氏 松平氏のあとをうけて高槻藩主となった永井氏は、江戸時代を通じて最も期間の長い高槻藩主である。永井氏は三河の土豪長田重元おさだしげもとを祖とし、その子直勝のとき永井を称した。同じく高槻地域に領地をもった加納藩永井氏も含めて略系を示すと次のようになる。

重元しげもとははじめ松平広忠(徳川家康の父)につかえ、天正十(一五八二)年本能寺の変の危急の際、泉州堺から伊賀越えて急拠帰国した家康を三河大浜の自宅へ迎えたという徳川氏はえぬきの譜代の臣である。子直勝ははじめ家康の長男信康につかえたが、信康死去ののち天正八(一五八〇)年より家康に近侍し、本能寺の変後の伊賀越えにもしたがっている。そのころ長田姓を改めて大江氏となり、家号を永井と称した。家康関東移封に際して相模・上総で五千石、慶長五(一六〇〇)年上杉攻めののち近江国で二千石、三河国で四千石余の加増、大坂の陣ののち元和二(一六一六)年上野国で一万石加増、翌三年には近江を除き従来の所領を改め、常陸笠間城主(三万二千石)となった。さらに同五年二万石加増、同八年下総国古河こがへ加増、七万二千石を領した。長男尚政なおまさは父の遺領を継ぐ前にすでに二万四千石余の大名であったが、寛永三(一六二六)年遺領のうち六万二千石を継ぎ、新墾田をあわせて八万九千石余を領する古河城主となった。同十年には山

VI 近世の高槻

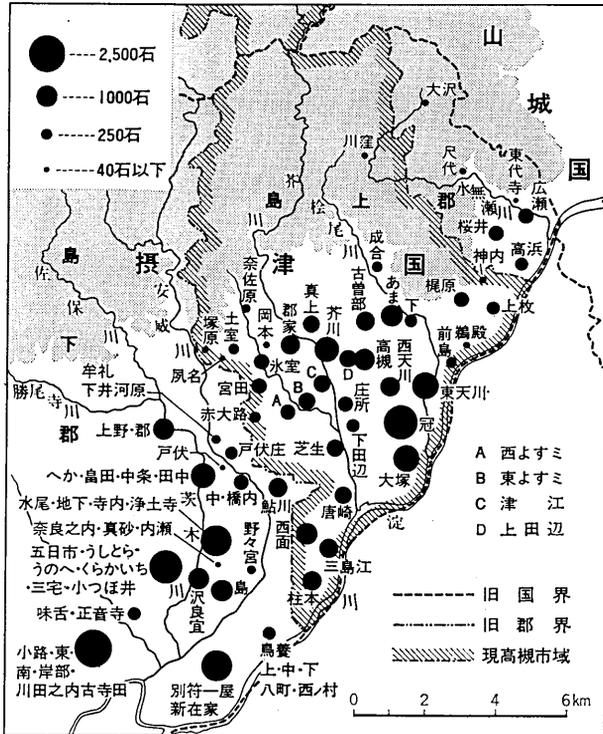


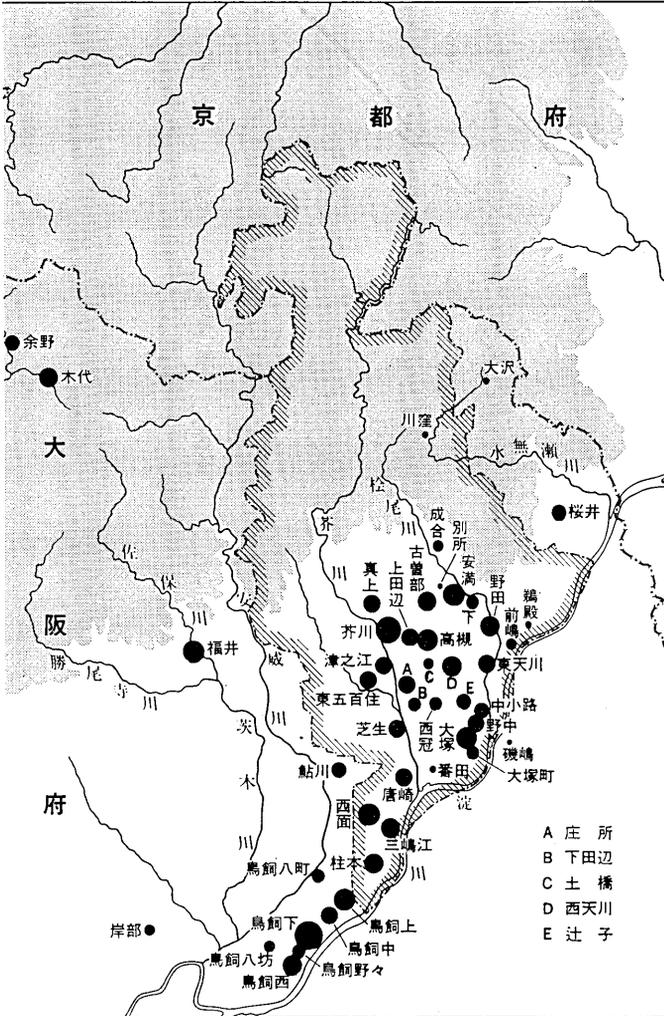
図2 元和年間の高槻藩領

城国淀城主に加転、一〇万石を領するにいたった。

二男直清は幼少のころより家康・秀忠につかえた。父の遺領のうち三千五百石を分知され、寛永九年には御書院番頭で八千石を領していたが、翌十年一万二千石加増、山城国紀伊・乙訓、摂津国芥川・太田四郡のうちで二万石を領し、兄尚政の淀と淀川をはさむ山城国勝龍寺（現京都府長岡京市）の地に住した。このとき高槻では服部・原・萩谷・富田の各村が直清の支配をうけたが、のちの所領の変遷からみて、靈仙寺村も直清の支配をうけたと思われる。勝龍寺城は南北朝期に築城された中世の古城で、何度かの修復を重ねながら天正十（一五八二）年山崎合戦のとき明智光秀がここを本拠とし、敗戦のち城は破却されて廢墟となっていた。直清

（現京都府長岡京市）の地に住した。このとき高槻では服部・原・萩谷・富田の各村が直清の支配をうけたが、のちの所領の変遷からみて、靈仙寺村も直清の支配をうけたと思われる。勝龍寺城は南北朝期に築城された中世の古城で、何度かの修復を重ねながら天正十（一五八二）年山崎合戦のとき明智光秀がここを本拠とし、敗戦のち城は破却されて廢墟となっていた。直清

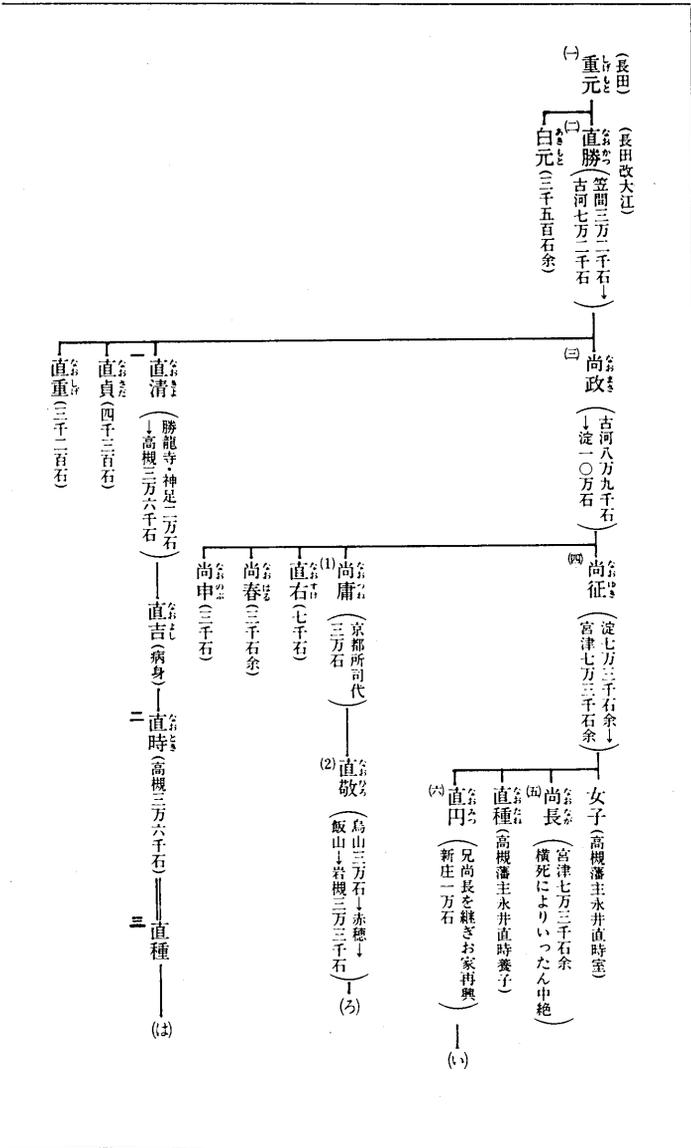
第一章 幕藩体制の成立と村落支配



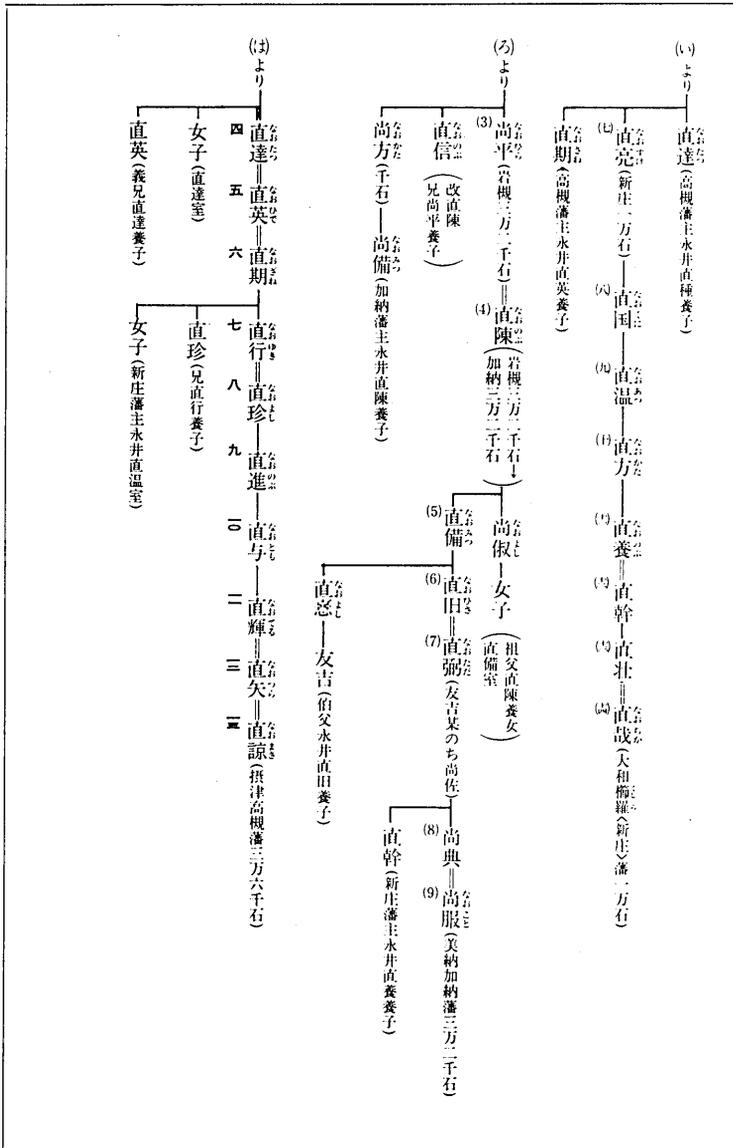
高 槻 藩 領

はこれを改修したが〔近世(一)411・三〕、水害のためまもなく北に隣接する神足こうすくへ居を移した〔同上三・四〕。直清が兄尚政の淀城主への移封と同時に勝龍寺へ配置されたのは、京坂間の淀川兩岸を幕府重臣で固めるという幕府の政策意図を示しており、家康以来の譜代の臣永井家に対する幕府の信頼の篤さを表わしている。永井兄弟は大坂城代・京都所司代らとともに幕府の畿内・西国支配の重要な地位を占め、ことに直清は城代・所司代に事あるときはいつでも代理をつとめた。また、両永井氏と京都所司代の参勤は密接に関連し、三者が一斉に畿内を離れることのないように配慮されていた〔近世(一)412・四二・一〇〇・三二八・五〕。直清は慶安二(一六四九)年一万六千石加増され、従来の所領は改められて摂津国芥川・太田・川辺・能勢・豊島・住吉六郡のうちで三万六千石を領し、高槻城主となった。同年八月二十五日家臣一同を率いて高槻城に入城している〔近世(一)419〕。このとき高槻市域であらたに永井氏の所領となった村むらは前島・東天川・西天川・冠(のち野中・中小路・西・大塚町・大塚・番田・野田・下田部・川久保・安満・下・古曾部・真上・芥川・高槻・上田部・東五百住・津之江・芝生・庄所・三島江・唐崎・柱本・西面の各村と、他領主との入り組みで鶴殿・成合・別所の三か村である。ところが寛文二(一六六二)年幕府は多田銀山御用地として永井氏が能勢・川辺・豊島三郡でもっていた村むらを取りあげ、替地として島上・島下両郡で二五カ村、丹波国桑田郡で一五カ村を高槻藩に与えた。このときより高槻市域の村むらのうち梶原・神内・氷室・土室・西五百住・塚原の各村があらたに永井氏の所領となった〔近世(一)一七〇〕。また、宝永元(一七〇四)年大和川川違工事のため永井氏が住吉郡で持っていた七道村が取りあげられたので、翌年替地として富田村の天領の一部が高槻藩に与えられた〔同上一七〇〕。こうして永井氏の支配は高槻市域五七カ村のうち三九カ村(うち四カ村は入り組み)におよび、以後幕末まで続いた。

図五 永井氏系図



Ⅵ 近世の高槻

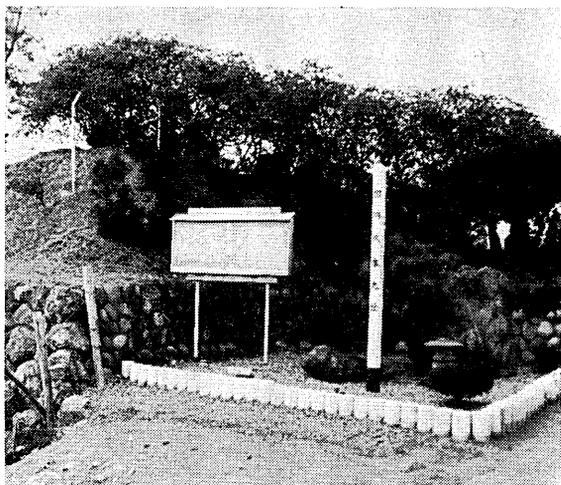


なお、高槻藩永井氏預所については天領の項参照。

(三) 加納藩主永井氏 加納藩主永井氏は高槻藩主永井氏と同族である。前掲永井氏略系図にあるように、高槻藩主永井日向守直清の兄信濃守尚政の子伊賀守尚庸の子孫である。尚庸は万治元(一六五八)年父尚政より河内国茨田・交野・讚良・若江四郡のうちで二万石の領地を分けられ、さらに寛文十(一六七〇)年京都所司代に就任したとき、京都周辺の山城国紀伊、摂津国島上・島下、河内国大泉・安宿・古市・交野・茨田八郡のうちで一萬石加増、あわせて三萬石となった。

この加増のとき高槻地域では上牧の一部、原の一部、服部・萩谷・靈仙寺など山間・山麓部の村むらが与えられた。子伊賀守(のち伊豆守)直敬は貞享四(一六八

七)年下野烏山城主三萬石、元禄十五(一七〇二)年には切腹した浅野内匠頭長矩のあとをうけて播州赤穂城主三萬三千石となり、宝永元(一七〇四)年には若年寄となり、同三年信州飯山城主、正徳元(一七一一)年には武州岩槻城主と転々としたが、直敬の孫養子(実の二男、伊豆守のち伊賀守)直陳のとき宝暦六(一七五六)年美濃加納城(三万二千石)に移されて落ち着き、これより幕末まで加納藩主三万二千石はこの永井氏で



写12 加納城址(岐阜市加納町)

ある。さきと与えられた上牧など諸村は永井氏の居城が転々と代わっても支配はそのまま続いて幕末にいたった。最終的に加納に落ち着いた永井氏の所領は美濃国厚見郡が主となつたが、飛地として摂津・河内に領地をもつていたので、その支配のため京都所司代であつた尚庸（尚庸）のころに交野郡潜村（現枚方市）に役所を置いていたが、宝永元（一七〇四）年赤穂城主直敬（直敬）のとき佐大村（現守口市）に移し、この役所が摂・河における加納藩の蔵屋敷を兼ねていた。

(四) 丹波亀山藩主 高槻の北部榎田地区は江戸時代には丹波亀山藩領であつたから、摂津とは支配がちがつていた。亀山藩は慶長十四（一六〇九）年岡部内膳正長盛（内膳正長盛）が亀山城主（三万二千石、のち三万四千石）となつて亀山藩が置かれたのはじまる（岡部氏については二九ページ参照）。藩領一帯は関ヶ原合戦後天領として代官が支配していた地である。亀山地方は口丹波といわれ、京都から山陰道に通ずる重要な地理的位置にあるため、幕府はいずれも信頼のおける譜代大名を置いたが、幕府の要職につくものが多く、領主の変遷は激しかった。高槻の榎田地区は岡部氏が入部したのちもすぐ亀山藩領とはならず、依然として天領であつた。

元和七（一六二一）年岡部氏が福知山城主に移り、代わつて三河国西尾城主松平右近将監成重（右近将監成重）が亀山城主となつた。成重は三河国加茂郡大給にあつた土豪の子孫で、大給の松平氏の分家にあたる。成重の祖父近正（近正）は関ヶ原合戦に先だつて伏見城を守備した一人で、小早川秀秋の手の者に討たれた。父一生（一生）は下野国板橋一萬石を与えられ、子成重が遺領を継いだ。元和三年三河国西尾城主となつて一萬石加増、同七年所領を転じて丹波国亀山城主となり、二、二〇〇石加増され、すべて二萬二、二〇〇石を領した。子忠昭（忠昭）は寛永十（一六三三）年遺領を継いだが、翌年亀山を改めて豊後国速見郡亀川（現大分県別府市）へ移された。

松平氏のあとをうけたのは近江国膳所城主菅沼織部正定芳である。定芳の先祖は三河国の土豪で、はじめ今川氏に属していたが、定芳の父定昭のとき徳川氏にしたがい、遠州攻略・長篠合戦・小牧の役・小田原攻めなどに功あり、上野国阿保において一万石を領した。定盈隠居後、子定仍が継ぎ、新恩一万石を加えて伊勢国長嶋城へ移され、あわせて二万石を領したが、三〇歳の若さで病死、弟定芳が家を継いだ。元和七（一六二一）年近江膳所城に移され、加恩あつて三万一、一〇〇石余を領したが、寛永十一（一六三四）年さらに一万石を加えられ、丹波国龜山城に移され、桑田・船井・氷上・天田・多紀五郡に所領を持った。高槻北部の檜田地区が龜山藩の支配をうけるようになったのはこのときからである。定芳の子定昭が家を継いだとき、弟定実・定賞らに領地を分け、自らは三万八千石を領したが、正保四（一六四七）年二三歳の若さで死に、嗣子もなかったため領地は没収された。

没収された旧領へは慶安元（一六四八）年遠江国掛川城主（三万石）松平伊賀守忠晴が移され、八千石を加えて菅沼定昭の遺領をそのまま支配した。忠晴は同じ丹波の篠山城主（五万石）松平山城守忠国の弟にあたる。先祖は徳川宗家の長親の五男利長（家康の曾祖父の弟）にはじまる。三河国碧海郡藤井（現愛知県安城市）



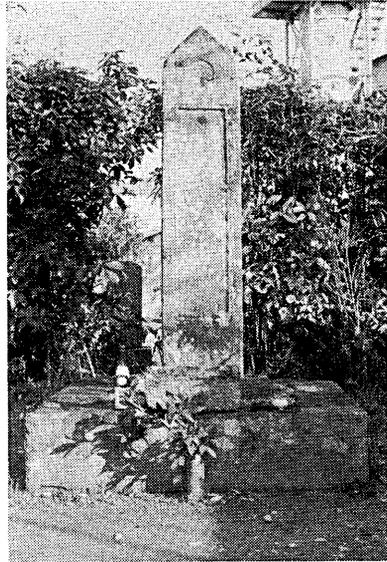
写13 龜山城址（亀岡市古世町）

に住したため藤井の松平と称し、三河以来の譜代である。忠晴は幼時より秀忠の小姓をつとめ、御小姓組番頭・御書院番頭・奏者番・大番頭と出世し、寛永十九（一六四二）年駿河国田中城をもらって大名となり、掛川城主をへて丹波亀山城主となったのである。忠晴のあと二男忠昭が継ぎ、さらに養嗣子忠周（忠昭の異母弟）が継いだ、やがて若年寄に任せられ、貞享三（一六八六）年には武蔵国岩槻城へ移された。

松平忠周のあとへは備中庭瀬藩主の久世出雲守重之が入部して亀山城主となった。久世氏はもと三河に住み、清康・広忠・家康につかえ、一時三河の一向一揆に味方して家康の勘気にふれたが、子孫は武田・北条攻めで名誉回復をはかり、重之の父広之は老中職（下総国関宿城主五万石）をつとめた。重之は父の遺領を継いだ、いったん備中国庭瀬（陣屋）に移されたのち、所領の一部を丹波国桑田・船井・多紀・氷上四郡のうちに移され亀山城主となった。重之はその後元禄十（一六九七）年三河国吉田城に移され、寺社奉行となつて讃岐守に改め、さらに若年寄に進んで大和守に改め、宝永二（一七〇五）年には父の旧城関宿城の主となり、正徳三（一七一一）年には老中職についた。

久世重之が去つた亀山城へは美濃国郡上城主井上大和守正岑（四万四千石）が入り、丹波国桑田・船井・多紀・氷上四郡のほかには備中国都守・窪屋二郡を支配した。井上氏の先祖は織田家の将佐久間信盛に属し、やがて徳川氏に属して大坂の陣で功あり、遠江国横須賀城主五万二、五〇〇石、やがて常陸国笠間城主、美濃国郡上城主をへて、正岑のとき丹波亀山城主となった。その間先祖は奏者番・寺社奉行などをつとめてゐる。元禄十二（一六九九）年正岑は若年寄となり、同十五年亀山を改めて先祖の旧城笠間城に移され、やがて老中となった。

井上正岑のあと遠江国浜松城主青山下野守（のち因幡守）忠重（五万石）が亀山城主となった。青山氏の先祖は南北朝期に南朝方に組した武將で、諸国を転々としたのち、室町中期に三河国に定着し、徳川宗家の親氏につかえて以来の徳川譜代の家臣である。先祖忠門は家康の今川人質時代よりしたが、その子忠成は長篠合戦・小田原の陣に従軍、家康の関東入府の先発をつとめ、関ヶ原合戦ののちには摂津国茨木・高槻兩城の視察の役をつとめている。この忠成の四男幸成の子孫から、のち富田村に知行地をもつ旗本青山氏が出るのである。忠成の子忠俊は老中職まで進み、武藏国岩槻城主四万五千石となったが、元和九（一六二三）年將軍家光の補導役として公衆の面前で家光を叱正したことが仇となり、家光の勘気をこらむり上総国大多喜城二万石に減封、さらに蟄居させられ、わずか千石の地を扶助されるのみで寛永二十（一六四三）年淋しく死んだ。これより先、その子宗俊は同九年に赦免され、同十五年に三千石を与えられたのはじまって次々と加恩され、寛文二（一六六二）年大坂城代となり摂津・河内・和泉・遠江・相模・武藏のうちで五万石を領して青山家を再興した。晩年大坂城代を辞してのち、領地を遠江国のうちに移されて浜松城主となり、子忠雄が継いだ。忠雄には男子なく養嗣子（実弟）忠重があとを継ぎ、元禄十五（一七〇二）年丹波国亀山城に移されたのであ



写14 松平信岑の墓（光忠寺・亀岡市古世町）

る。忠重のあと俊春・忠朝としまとと継いだついでが、忠朝は寛延元（一七四八）年寺社奉行になるとともに篠山城へ移され、以後は子孫代々篠山藩主として幕末にいたった。

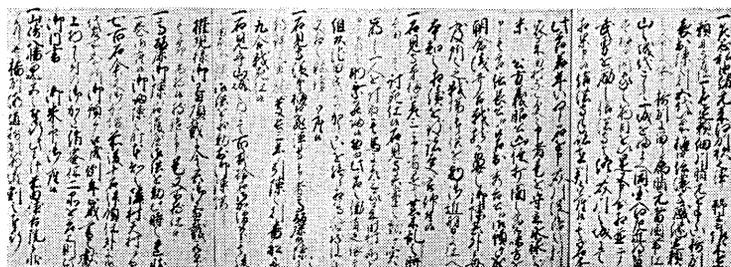
青山氏にかわって同年篠山城主であった松平紀伊守信岑のぶみねがいれかわりに亀山城主となった。この松平氏は内藤氏・土岐氏について高槻藩主となった形原松平氏である。高槻藩主は松平家信のあといったん岡部宣勝となったが、そのあと家信の子康信が高槻にもどり、慶安一（一六四九）年永井氏と代わって丹波国篠山城へ移っていた。その後典信のぶのぶ、信利のぶとし、信庸のぶのぶ、信岑のぶみねと篠山藩を継いでいたのが、亀山藩主青山氏と交代したのである。亀山藩主となった松平氏は丹波国桑田・船井・多紀・氷上四郡、飛地として備中国浅口郡のうちで五万石を領し、その後八代一二年間この松平氏の子孫が継いで版籍奉還にいたった。領主交代の多かった亀山藩も、この松平氏によってやっと落ち着いたのである。松平信岑は亀山で死去して同地の光忠寺に葬られ、その後同寺は歴代藩主の葬地となった。

旗本知行地

徳川氏の家臣で一万石以下のものを旗本または御家人といった。將軍に謁見する資格のある御目見おめみえ以上が旗本であり、御目見以下が御家人であった。旗本はさらに布衣ほい以上とそれ以下に分けることができ、また御家人でもまれには御目見以上のものがあつた。旗本には最低で禄米三〇俵程度のものから最高九、九九〇石まであつたが、普通千石以上を御大身ごだいん、五百石以上を御歴々おれきまと呼び、それ以下とは大きく区別された。高槻に知行地を持った旗本は青山・小田切・鈴木・本間など御大身が多く、禁裏や院に付けられたとか二条城の城番になるなど京都に役務をもつた機会に、京都近辺の知行地として高槻地域の村が与えられ、役務を離れたのちもそのまま知行が続いた。御家人は最高二六〇石から最低四両一人扶持

まであり、譜代・二半場・一代抱の区別があった。御家人から旗本になるためには御目見以上の役を三転するか、三代にわたって御目見以上の役をつとめなければならなかった。別所村を知行地とした樋口氏は御家人と思われるが確証はない。

(一) 青山氏(五千石) 前掲亀山藩主青山因幡守忠重たじりと同族で、先祖忠成たじりの四男幸成ゆきなりが分家し、寛永十二(一六三五)年摂津尼崎城主五万石となったが、幸成の三男幸正ゆきまさが兄幸利ゆきとしの尼崎藩領菟原・武庫・河辺三郡のうちにおいて二千石を分けられ、分家独立した。これがのちに高槻に知行地をもった青山氏である。幸正はさらに上野国で千石加増、その子幸豊ゆきとよは伏見奉行をつとめ三河国で千石加増、さらに駿府城代となって千石加増、計五千石を知行した。その義嗣子幸亮ゆきりやうは大坂城代をつとめ、さらに御書院番頭・大番頭へと進んだ。その子百助幸充ゆきみつのとき、明和六(一七六九)年二月幕府の摂津国菟原郡灘地域(現神戸市灘区)浜手一帯の天領化のため青山氏が菟原郡でもっていた知行地も収公され〔二二二ページ〕、その替地として富田村のうち三八三石七斗五升二合が与えられた。富田村のこの地区はその後幕末まで青山氏が支配した。このように青山氏は高槻地域では四〇〇石足らずの知行であるが、摂津・上野・三河をあわせて知行五千石の御大身の旗本である。



写15 樋口石見守由緒書(森脇家文書)

(一) 小田切氏(三千石) 先祖は信濃国佐久郡小田切村の出身で武田氏の家臣となり、武田氏没落ののち天正十四(一五八六)年光猶が浜松で徳川家康に謁してより近臣としてつかえ、武蔵国で一五〇石を宛て行われた。その子喜兵衛須猶は四八〇石加増、目付をつとめた。万治元(一六五八)年禁裏附となって上京、摂津国島上・島下両郡のうちで千石加増され、同年美作守に叙任された。このとき高槻では岡本村全部と郡家村のうち北組五四八石余が小田切氏に与えられている。須猶の養嗣子喜兵衛直利は貞享三(一六八六)年より大坂町奉行をつとめ、土佐守に任ぜられ、この代にさらに一、三〇〇石加増、すべて二、九三〇石余を知行した。子孫土佐守直年は駿府町奉行・大坂町奉行・江戸町奉行などをつとめ、この代に采地の有餘を合わせ三千石となった御大身の旗本の家柄である。岡本村と郡家村北組の支配は幕末まで変わらなかった。

(二) 鈴木氏(千石) 先祖は織田信長の家臣であったが、重吉の代に徳川家康につかえ、豊臣秀吉の希望で秀吉に属し、命により羽柴秀長につかえたが、秀長死去の後大和に閑居していた。慶長五(一六〇〇)年家康の上杉景勝攻めに際して重吉の長男重時・二男重勝がしたが、ふたたび徳川麾下となった。二男重勝の子治左衛門重泰は秀忠につかえ、上総・下総で五〇〇石の知行地を与えられていたが、寛文三(一六六三)年新院(後西上皇)附となって摂津島上郡のうちで五〇〇石を加増、すべて千石の旗本となり淡路守に叙任された。高槻では上牧村のうち一二九石八斗五升六合のみ鈴木氏が支配し、幕末まで続いた。

(四) 本間氏(一、八〇〇石)もとは遠江国の土豪で今川氏の家臣となっていたが、今川氏没落後、長季・政季父子が徳川氏にしたがつた。政季の孫の五郎左衛門季重のとき相模国で三〇〇石、下総国で二〇〇石を知行、大番組頭をつとめた。かれは万治元(一六五八)年京都二条城の定番に転じ、摂津国島上郡のうちで三

〇〇石加増、高槻の郡家村のうち南組三〇〇石を与えられた。その子五郎左衛門義貞は家光の女千代姫に附属され、上野国で千石加増、すべて一、八〇〇石となったが、郡家村南組三〇〇石の支配は変わらず、幕末まで本間氏の領地であった。

(四) 松下氏(九〇〇石) 先祖は遠江出身だが、三河国碧海郡松下郷に移住して松下姓を称した。松下本家は寛永四(一六二七)年陸奥二本松城主(五万石)にもなっているが、のち没落し旗本に列した。高槻に関係した松下氏はその分家筋にあたるもので、本家三代の国長(室町期)の二男連長が分家し、その嫡孫連昌が徳川家康の家臣となり、連昌の子安綱の五男彦兵衛(のち伊賀守)房利がさらに分家して一家を興し、この房利(御留守居、四〇〇石)が万治三(一六六〇)年後水尾院御所附となつて、摂津国島上・島下両郡のうちで五〇〇石を加増、すべて九〇〇石を知行、御歴々の仲間入りをした。このとき高槻では赤大路村が松下氏に与えられ、子孫これを継いで幕末までその支配が続いた。

(六) 樋口氏(一三四石余) 『寛政重修諸家譜』にもないので、旗本でなく御家人と思われる。『樋口家由緒書』〔森脇家〕によると、先祖は近江の土豪で守護佐々木定頼の被官となり、定頼が細川晴元を応援して摂津



写16 別所樋口分の記載のある「天正年中東天川村検地帳」(森田家文書)

へ出陣した際、定頼の命で先祖樋口信濃守盛継は摂津にとどまり晴元に属した。信濃守は芥川の城で相い果てたが、子石見守は信長に召し出され、秀吉配下となって各地に転戦、本知別所村のほか山城国で一二〇石を増、小田原の陣では家康にも謁見して盃をもらったという。さらに文禄の役にも参加し、帰陣のとき本知別所村の隣村天村で七〇〇石余を増され、合わせて千石を領知、他に代官所五カ所を預けられたという。^(安満カ)*

秀吉の死後、関ヶ原合戦では病を得て参陣できなかったが家康に与力し、翌慶長六（一六〇一）年臨終の際、子甚七は幼少であったので代官所と増増の地を返上、本知別所村は末代迄安堵されたき旨を家康に申し出て認められた。子甚七は成人すると秀忠に謁見、数代の本貫地別所村に居住を許され、名を久左衛門と改め、以後代々樋口久左衛門を名のったようである。太田亮の『姓氏家系大辞典』によると近江の樋口氏のところ、「樋口石見守あり、秀吉に仕へて千石を領し、朝鮮征伐に従軍して死すと云ふ。この人、観世小次郎信光に従ひ、樋口流太鼓の祖となる。その男甚七、家康に仕へ、子孫久左衛門と称すとぞ。」とある。『樋口家由緒書』では慶長の役で戦死したのは石見守ではなく従弟の飛驒守となっている。幕末の『武鑑』によると幕府の御能役者のうち観世流の中に大ツ、ミとして樋口久左衛門の名があがっており、西のくほに居住していた。

このようなことから、近世を通じて別所村を支配した樋口氏はもと近江の土豪で、守護被官として参陣しているうち摂津に根をおろし、織豊政権下においても別所村を本貫としてその周辺をも領有しつつ家臣団の一員として働き、やがて能太鼓の名手として武将から芸能人に転身し、徳川政権下では芸能をもって仕官し、本貫地別所村のうち一三四石一斗の領有が認められ、幕末まで継続したものとされる。しかし樋口氏自身は役務の性格上別所村に在住することはなく、ずっと江戸住まいで、支配は在地の村役人にまかされて

いたのであろう。それにしても中世の武将でありながら中世末から明治維新まで領有地が変わらなかつたこの地域としては珍しい領主である。

* 天正年中東天川村検地帳〔近世(+)〕には分付主として樋口分・樋口方・別所樋口分など合わせて一一〇筆出てくる。面積にして六町五反二八五歩と二八反目、石高にして六四石七升九合余、段錢を合わせると四貫六〇〇文余となり、うち八〇筆は野田の百姓二三人が、二筆は天川の百姓一人が名請している。この検地帳の分付主についてはなお不明な点があるが、別所村の領主樋口氏が野田を含む東天川村においても何らかの権利を有していたことは事実である。この東天川村の検地帳は織田政権下において家臣高山右近が領国内を検地した際の帳と見なされるので天正前年期には樋口氏は高山氏の領国内に在住した小規模領主であつたと思われる。

天領は江戸幕府が直接支配していた直轄地で、江戸時代には御料所または御領所といつた。元禄のころ(一七世紀末)までに全国で四〇〇万石強、享保のころ(一八世紀中葉)四六〇万

石近くにまでなつたが、その後は漸減し、約四二〇万石前後で、全国総石高の一三ないし一五パーセントにあたる。高槻市域では市域総石高の一〇・八パーセントにあたる三、三〇九石余の天領が置かれた。天領となつたところは宿名・奈佐原・宮田の三カ村、富田村の三分の二強などで、ほかに梶原・鶴殿・前島・西冠・大塚町・大塚・三島江など淀川沿い諸村のいずれも新田部分が天領とされた。

天領は原則として代官が支配したが、京阪に近い高槻の天領は大名が京都所司代・大坂城代・定番などの役職についた場合、その任期中の役知として与えられることが多かった(本章第一節、領主の変遷のうち奈佐原村・宮田村・富田村の項参照)。江戸時代初期にも京都所司代板倉周防守重宗は高槻地方にも多くの所領をもつたが、これも役職大名領の性格をもっている。のちに多田銀山御用地のかわりとして高槻藩に与えられた諸

Ⅶ 近世の高槻

表3 近世高槻の代官

代 官 名	年 代
権太(権田)小三郎某	慶長
喜多見(北見)五郎左衛門勝忠	慶長～元和
村上三右衛門吉正	元和
向山三右衛門正盛	寛永
小堀仁右衛門正春	慶安～明暦
彦坂平九郎吉成	万治～寛文
五味藤九郎豊旨	寛文
大柴六兵衛直増	寛文～天和
松村吉左衛門時長	天和
万年長十郎頼治	貞享～元禄
長治川六兵衛安定	元禄
小野半之助宗清	元禄
雨宮庄九郎寛長	元禄～宝永
久下藤十郎式秀	正徳～享保
上林又兵衛政武	享保～寛保
鈴木小右衛門正興	元文
角倉与一玄篤	寛保
小堀十左衛門政良	寛保～宝暦
内藤十右衛門忠尚	延享
渡辺民部博	延享
小堀数馬邦直	宝暦～寛政
小堀縫殿頭邦明	寛政
築山茂左衛門某	天保

注) 『大阪府全志』、斎藤家文書などによる。

し、また役職大名に供されるというように、天領と役職大名領とは一体の關係にあったといえる。天領が役職大名領であった期間以外は、勘定奉行の配下に属する代官が支配していた。高槻に派遣された代官で史料上確認できる人物を列挙すると表三のようである。

村のうち塚原・土室・氷室などは当初所司代板倉重宗に与えられていたし、またのちに加納藩領となる上牧の一部は板倉重宗の領地であったし、服部・萩谷・原などの諸村は所司代牧野佐渡守親成ちかひに宛て行われている。したがってこれらの諸村も藩領となって落ち着くまでは天領(役職大名領)であったといえる。のちに旗本に与えられた赤大路・郡家(おそらく岡本も)などの村も当初は天領で京都所司代役知として板倉重宗に宛て行われ、重宗の所司代退任とともに天領に復し、やがて旗本に宛て行われたのである。このように藩領・旗本知行地などになる場合を除けば、これらの役職大名領はその職を離れるとほかへ移され、その村は天領に復

ところが江戸時代も後期になると、代官の減少から天領を近隣の大名に預けることが多くなった。これを大名預り地または大名預り所といい、その管理は預った大名家のしきたりで行うのが原則であったが、勘定奉行の指揮をうけた。富田村の場合、早くも寛政二（一七九〇）年に高槻藩に預けられ^{〔近世B〕}、文化七（二八一〇）年には残る宿名・奈佐原・宮田の三カ村をはじめ淀川沿いに散在した新田の天領もすべて高槻藩に預けられた^{〔三四〕}。これらの預り所は天保改革のさなかの天保十四（一八四三）年五月にいったん天領に復したが、同年末にはまた高槻藩預り所となり^{〔撰津高槻永井家譜「東京大」}、^{〔学史料編纂所「永井家文書」}、その後幕末まで預けられたままであった。おそらく天保改革の一環として天領の直轄地制を貫徹するための措置であろうが、老中水野忠邦の失脚によってもとの預り所に復したのである。

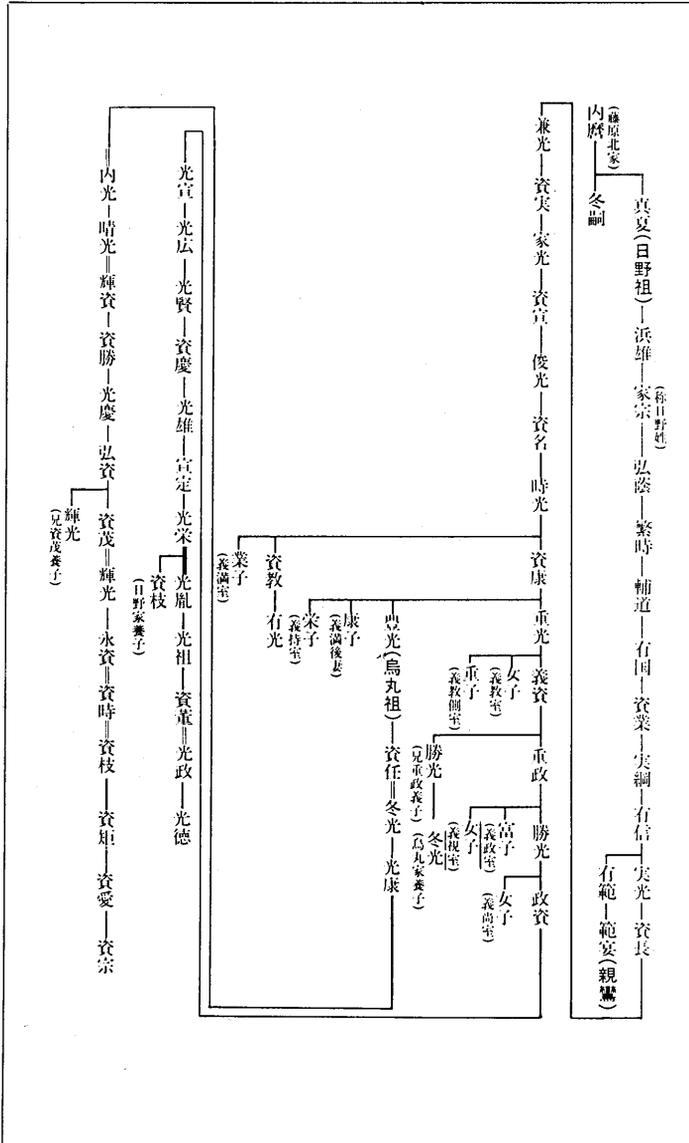
公家領

高槻市域は京都に近い関係で公家領が散在した。おそらくこの地域にも中世以来多くの公家領があったと思われるが、江戸時代には烏丸氏の所領が四カ所、日野氏の所領が一カ所あったのみである。この烏丸氏と日野氏は先祖が同じ藤原北家内膳流で、左図のように日野家から烏丸家が分家したのである。

(一) 日野氏 藤原北家、右大臣内膳の長子真夏[※]より出、その孫家宗のとき山城国宇治郡日野（現京都府伏見区）に法界寺を創立し、日野氏を称し、以来歌道および儒道をもって朝廷に仕えた名家である。一代実光の甥に本願寺の祖親鸞がある。室町時代には足利將軍家と縁戚を結んで最も栄えた。義満の室日野業子、後妻康子（北山院）、義政の室富子らは有名である。業子の甥日野有光は一五世紀前半に義満の手で富田の地を与えられ、半世紀ほど知行したことがある^{〔中世一五八・一五九〕}。江戸時代には後水尾天皇退位後の朝幕関係の

Ⅵ 近世の高槻

図六 在京公卿日野・烏丸氏系図



修復にあたった資勝、堂上歌人として著名な弘資・資枝、頼山陽と親交篤く『日本外史』序文を書いた資愛などが出ている。江戸時代は禁裏御唐門前（現京都市上京区）に住み、家禄は一、一五三石余であったが、高槻市域では大塚村葭嶋のみが日野氏の領地であるにすぎなかった〔寛文朱印留下六・一七ペーじ〕。

(二) 烏丸氏 藤原北家内膳流日野家支流

で、権大納言日野資康が京都烏丸に住んで烏丸一位と称せられたが、その三男権中納言豊光が分家して烏丸氏を号したのにじまる。居所は京都烏丸通中立売御門の東南側で、前項日野家屋敷の西隣にあたる。本家日野氏同様足利將軍家に親近し、將軍義持の信任篤かった初代豊光をはじめ、義政を養った資任、義晴と苦勞をともした光康などがいる。江戸時代はじめの光広は徳川政権への露骨な媚態によって初期の朝暮関係の形成につとめ、慶長十四（一六〇九）年官女との遊蕩事件（猪熊事件）に連坐して一時失脚したものの幕府のはからいで宥免され、権大納言にまで昇った。光広は多才多芸で和歌・連歌に秀で、漢詩文・俳諧にも通じ、書画・茶道を能くした。慶長八年には細川幽齋より歌道の古今伝授を受け、二条派歌人として有名である。その後も資慶・光雄・光榮・光胤などの著名な近世歌人を出している。光胤は神道・儒学を竹内式部に学んで朝権の挽回を謀って止官・永蟄居の処分をうけた（宝曆事件）。江戸時代には当初一、五〇〇石、のち九



写17 烏丸光広画像
（京都・法雲院所蔵）

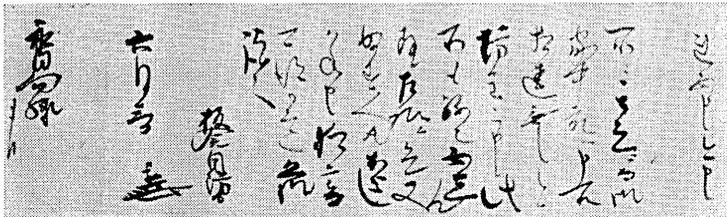
五四石を領したが、高槻市域では井尻・萩庄両村と上牧・鶴殿のそれぞれ一部、合わせて六五〇石余を領していたので、烏丸家の家禄のうちで高槻市域の占める割合は高かったといえる。おそらくこれらの村むらは中世以来烏丸家領であったと思われる。上牧村についていえば、織田信長が入京した直後に、また羽柴（豊臣）秀吉が柴田勝家をやぶり滝川一益を服属させて名実ともに信長の後継者となった直後に、信長や秀吉から烏丸家にあてて所領安堵状が出されている〔中世五二・五一七・一五二三・六二二〕。

寺 領

かつて広大な庄園を領有し、あるいはさほどでなくとも個別に寺領・神領として土地所有をしていた寺院・神社は、中世後期にさまざまな土地侵略をうけ、独自の武力をもたないこともあってしだいに土地所有を縮小もしくは喪失し、わずかに武士権力の安堵状を得たもののみ、やっとそれを維持することができた。織豊政権下では寺社境内そのものの安堵はされても多くの寺社領はけずられ、とくに秀吉の検地は寺領・神領にも及んで従来の庄園は廃され、寺社領の再編成が行われた。江戸幕府も大小寺社の由緒あるものには分に応じた朱印地を認め、諸大名もそれにならった。江戸時代の寺社領は全国で約四〇万石といわれ、かつての広大な寺社領庄園からすれば極端に圧縮されたといえる。高槻市域では幕府の認めた神領はなく、*合わせて三八八石余の寺領があったにすぎない。市域に寺領をもった寺は、市域外では京都の妙心寺・龍安寺・浄国寺の三カ寺、市域内では普門寺、本山寺・神峯山寺・金龍寺の四カ寺である。

* 高槻藩から独自に石高を寄進された神社に高槻村の弁財天・八幡社・天王社（計七石）、三島江村の鴨大明神（二石）、上田部村の天神社（二石）、古曾部村の山王社（二石）、安満村の春日社（二石）、下村の春日社（二石）、成合村の春日社（二石）などがあったが〔近世四〕、これらはいわゆる御朱印地としての神領ではない。

(一) 妙心寺^{みょうしん} 京都市右京区にある臨濟宗妙心寺派の本山で山号を正法山という。延元二(＝建武四、一三三七)年大燈国師宗峰妙超の法嗣関山慧玄が、花園法皇の帰依を得、その離宮の施捨を得て開創したのにはじまる。応永六(一三九九)年応永の乱に連坐し、足利義満によって寺領末寺などごとく没収、寺号を改めて龍雲寺とし、南福寺徳雲院の延用宗器に付与された。やがて延用は日峰宗舜に寺を還付して再興させたが、応仁の乱で兵火にかかり、乱後雪江宗深が堂宇の再興をはかり、戦国期には諸大名の帰依するもの多く寺勢は全国に及んだ。秀吉は龍安寺と合わせて三三九石五斗の寄進をしている〔近世〕。江戸時代には寺領四九一石二斗三升六合の朱印高を認められ、元和元(一六一五)年の「妙心寺領目録」〔文書〕によれば、朱印高のうち高槻市域では原村で四三石、富田村で二五石二斗六升を領していた。この目録は京都所司代板倉伊賀守勝重^{かつむね}が下附したものであるが、寛永十(一六三三)年、寛文五(一六六五)年にも同じ高の朱印状が妙心寺あてに出されている〔寛文朱印留〕下。このうち富田村の所領は延宝検地のとき二四石五斗三升二合に改定されたが〔近世〕、富田村にあった龍安寺領とともに妙心寺派龍安寺の末寺である地元の普門寺の所領に充てられたようであり、原村のみが妙心寺領として機能したものと思われる。原村の妙心寺領は幕末まで続いた。



写18 京都所司代板倉重宗書状〔部分〕(永井家文書・奈良教育大学所蔵)

(二) 龍安寺りゅうあんじ 京都市右京区にある臨濟宗妙心寺派の寺院で、一木一草も用いない枯山水式石庭で有名な寺である。もと藤原実能の別荘であったのを宝徳二（一四五〇）年細川勝元が譲りうけて禪院としたのにはじま

る。以後細川氏の保護をうけ、豊臣秀吉も寺領を寄進した〔近世〕。元和元年の「龍安寺領高目録」〔龍安寺〕によれば、御朱印高合せて七二二石四升四合で、そのうち高槻市域では富田村で一七四石七斗四升、原村で

九六石二斗六升が認められている。これを妙心寺領の富田・原両村における高に合わせると、秀吉が文祿四（一五九五）年に妙心寺と龍安寺にあてて、富田村のうちで二〇〇石、原村のうちで一三九石五斗六升、合

せて三三九石五斗を寄進している高に匹敵しており、秀吉からうけた寄進地が江戸幕府によってそのまま認められたものとみえる。引き続き元和三年・寛永十三年・寛文五年に幕府の朱印状が出されている〔寛文朱印留〕下三

一四一。しかし、富田村の一七四石七斗四升については延宝検地で一六九石七斗四升九合に改定され、龍安寺の末寺となった地元の普門寺に充てられたようである。したがって龍安寺独自の所領としては原村の九六

石余のみで、その領有は幕末まで続いた。

(三) 普門寺ふもんじ 市内の富田にあり、臨濟宗妙心寺派龍安寺末で慈雲山普門禪寺じうんざんふもんぜんじと号する。明徳元（一三九〇）年僧説嚴が開き、もとは東福寺派に属していたという〔無着道忠「正法山誌」〕。またもとは鎌倉建長寺の末とも

いう〔図会「ほか」〕。遅くとも天正元（一五七三）年には妙心寺派龍安寺の末寺となっていた〔中世〕。開創当時は現在の本照寺の所に建っていたが、龍溪和尚により現在地に方丈を上棟した。龍溪は元和三（一六一七）年一

六歳のときこの寺で得度して八代禪室じゆしつ玄勝の弟子となり、禪室の寂後普門寺九代となり、さらに慶安四（一六五一）年には五〇歳で妙心寺住持となって紫衣を着した。普門寺中興の祖といわれる。中世末、摂津国守

護細川晴元が深く帰依し、寺領一七四石を寄せ、三好長慶との和解後はここに閑居し、ここで没している〔第一卷七三頁〕。また將軍義榮もここに長く滞在した。天正元年信長は龍安寺末寺として普門寺の寺領を認めている〔中世五六頁〕。江戸幕府が妙心寺と龍安寺にあてた富田村朱印地合わせて二〇〇石〔妙心寺二五石二斗六升、龍安寺一七四石七斗四升〕は普門寺が妙心寺派龍安寺の末寺であるため、その維持のために充てられたようである。その後この二〇〇石は延宝検地によって一九四石二斗八升一合に改定されたが〔近世一頁〕、そのまま普門寺領として幕末まで領有された。史料によつては「普門寺領」と記されており〔近世六四頁〕、地元では普門寺領として意識されていたようである。寺域は四反六畝二八歩あつたが、太閤検地・延宝検地で貢租免除地として認められていた。また、中興の祖龍溪禪師らの努力によって明暦元（一六五五）年長崎滞在中の中国僧隱元を当寺に迎え、江戸幕府は普門寺に対して毎月一四石五斗ないし一五石の扶持米を支給したが、これは隱元が宇治に黄檗山万福寺を開山して移るとともに停止されたようである〔慶瑞寺文書〕。この隱元招聘をめぐつて、あるいは黄檗宗開立への尽力をめぐつて妙心寺内に対立が生じ、龍溪が同じ富田村で無住の廃庵であつた景瑞庵を再興して慶瑞寺（黄檗宗万福寺末）となし、普門寺を去つてそちらへ移つたため、その後普門寺には明治初年まで住職が



写19 隱元筆の衝立（普門寺所蔵）

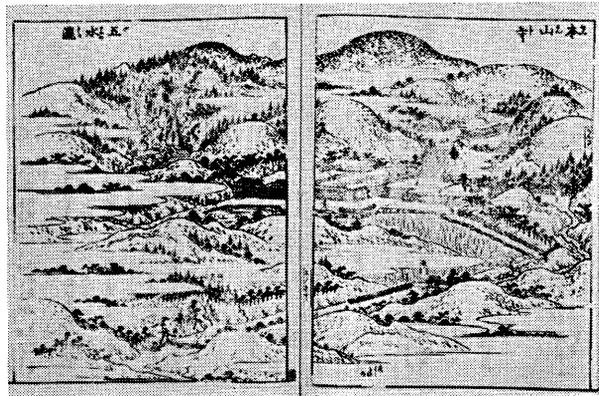
置かれず、龍安寺の輪番所となった。

(四) 神峯山寺 市内の大字原字神谷にあり、天台宗延暦寺末で、根本山神峯山寺宝塔院と号する。寺伝によれば、六九七年役行者小角の開創、開成皇子（七二四―七八一、光仁帝皇子）の中興とある。中興当時は僧坊二一、寺領一、三〇〇石といい、『拾芥抄』には七高山の一つとしてあげられている〔天坊幸彦、三島郡の史蹟と名勝、七六・七七ページ〕。寺域は古くは東西八町（約八七三メートル）、南北二五町（約二、七二七メートル）もあったという〔上〕。古来皇室の帰依をうけ、また武士の崇敬も厚く、足利義満・松永久秀・淀君などの寄進を伝え、また兵火にあつた諸堂を秀頼が再建したという〔上同〕。しかし江戸時代にも明和二（一七六五）年火災にあい、安永六（一七七七）年再建された。寺領は中世末期に大幅に減少していたと思われるが、元龜二（一五七二）年には高槻城主和田惟長が九〇石六斗八升二合の寺領を安堵している〔中世五五四・五五五〕。さらに江戸時代になると慶安二（一六四九）年六月、当時の原村を支配していた永井直清（山城国神足在）が原村のうちで一六石五斗五升九合を神峯山寺（一一石二斗五升七合）と本山寺（五石三斗二合）の朱印地とすることを寺社奉行安藤重長・松平勝隆に願ひ出ている〔近世世〕。この願ひ出は認められ、以後神峯山寺は幕末にいたるまで原村のうちで一―石二斗五升七合の寺領を持っていた。

(五) 本山寺 市内の大字原字本山寺山にあり、標高五二〇メートル余で神峯山寺をはるか下に見おろす。天台宗延暦寺末で、北山本山寺靈雲院と号した。先述の「神峯山寺領朱印頂戴につき永井直清口上書写」〔近世世〕によれば神峯山寺を「本院宝塔院」といい、本山寺を「奥院靈雲院」といっており、また神峯山寺が「根本山」と号するのに対して本山寺が「北山」と号したことから、本山寺は神峯山寺の奥院で、平安初

期の山岳寺院としてもと一体のものであった〔第一卷三八九〕。したがって両者の草創・中興の寺伝も全く同じであるが、いっしか分離し独立の体裁をなすにいたったものと思われる。戦国・織豊期には三好長慶・小笠原貞虎・同長時・同長高・三好義興・和田惟長・高山飛驒守・同右近らが寺を保護する禁制を出したり、寺領の安堵を行っている〔中世四二六・四五八・四五九・四六四〕。高山右近が高槻城主としてこのあたり一帯を検地した際も、本山寺領については従来どおりの寺納を認めた〔五六七〕。当時どれだけの寺領があったかはさだかでないが、先述のように江戸時代には永井直清の要請で本山寺にも朱印地が認められ、原村で五石三斗二升を領することとなった。慶長十七（一六一二）年の史料にも「原村ノ内本山寺寄進分五石三斗二合〔北山家〕とあることから、この朱印地認可は慶長ノ寛永期の領有をそのまま追認したものであるう。

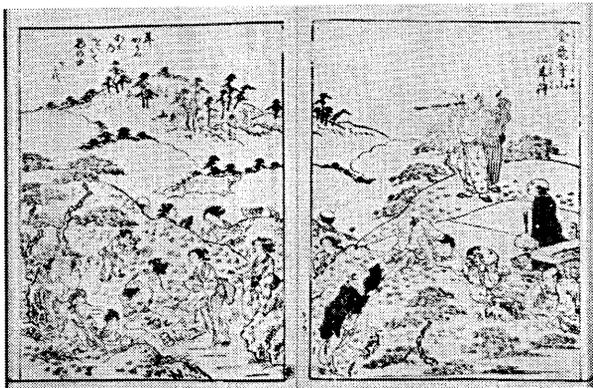
(六) 金龍寺 市内の大字成合字内供谷なぐだにあり、境内一、五九八坪（約五、二八三平方メートル）を有し、天
 台宗延暦寺塔中安楽院末で、廻かいとうざん返山金龍寺紫雲院と号した〔第一卷裏見〕。寺伝によれば、もとは安満寺あまと称し、
 延暦九（七九〇）年のちの参議阿部兄雄が草創、坊舎一九を有したが、康保元（九六四）年に前中納言橋公頼きんより



写20 江戸時代の本山寺（「摂津名所図会」より）

Ⅵ 近世の高槻

の子相模守敏貞の次男で三井寺の僧であった千観せんくわんがここに移り住み、旧院を再建して金龍寺と改称したという〔古代四〇の参考三・四、第〕。「天正年中東天川村検地帳写」〔近世七〕をみると、東天川村の中に「金龍寺分御免」と記された田畑四五筆、反別合三町六反以上、石高合四五石九斗二升九合七勺七才があり、他の田にかかっている段銭の記載はまったくない。このことは、約三・五キロメートルも離れた村にも金龍寺がかなりの田畑に何らかの権利を有していたことを示しており、金龍寺が中世末期に支配していた寺領はかなり広範囲にわたっていたことを推定させる。しかし、天正のころ（一五八〇年前後）兵火にかかって堂宇は消失し、やっと本尊を救い出した智光坊宗俊が、豊臣秀吉に再興を願い出て再建したものの、昔日の偉観に復することはできなかったようである。右の東天川村でも文禄検地帳写〔近世一〕に「こんりうしふん」と確認できるのは田畑一二筆、反別合一町余、石高合一五石にすぎず、大幅に減少している。慶長七（一六〇二）年豊臣秀頼は三四石余の朱印地を与えて堂宇を再建させた〔井上正雄「大阪府全志」第三卷七五ページ〕。元和三（一六一七）年徳川幕府は三〇石の金龍寺朱印地を成合村に認め、寛永十三（一六三六）年、寛文五（一六六五）年にも朱印状を出している〔寛文朱印留下、二〕。朱印地は三〇石であったが、



写21 金龍寺山の松茸狩（「摂津名所図会」より）

実際の寺領は秀頼寄進の三四石余に見合う三四石三斗三升あつたらしく〔井上正雄『大阪府全志』第三卷、六〇〇および七〇八ページ〕、それは幕末にいたるまで続いた。寺域は高地にあつて眺望ひらけ、桜樹・楓葉多く、古くより能因法師をはじめ多くの文人が訪れたのみならず、春の花見、秋の紅葉狩・松茸狩にと庶民の憩いの場所としても親しまれ、成合村のことを桜邑むらまたは金龍寺村ともいった〔談陽群一〕。

(七) 浄国寺じょうこく 京都市下京区寺町通にある浄土宗の寺で、永禄三（一五六〇）年信譽暁把が五条東洞院に建立、天正十三（一五八五）年豊臣秀吉の命令で現在地に移転した。移転の地が崇親院の蓮池であることによつて蓮池山ともよばれた。天明八（一七八八）年の大火で類焼し、文化元（一八〇四）年再建された。井上正雄の『大阪府全志』には「浄国寺領」として原村四石二斗があげられているが〔同書第三卷、六〇〇・一ページ〕、それがこの浄国寺であるか、別の浄国寺があつたのか、またこの浄国寺だとしてもなぜ原村の一部を寺領としてもつよになつたのか、いずれもまだ不明である。^{*}

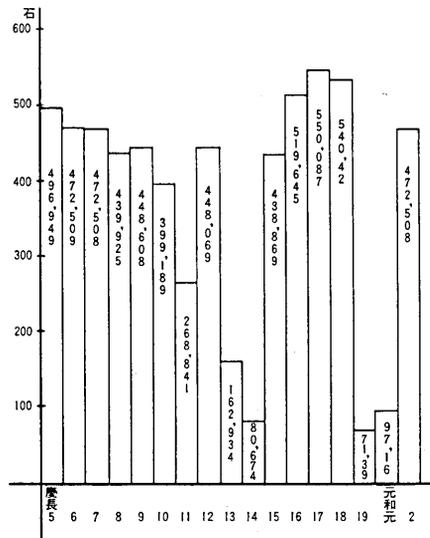
* 原村に浄円寺（浄土宗西山派禪林寺末）あり、上田部村に浄因寺（浄土真宗東本願寺末）あり、『大阪府全志』の「浄国寺」が「円」または「因」の誤植の可能性もある。浄因寺についていえば、同寺は寛永十三（一六三六）年二月永井日向守直清が祖母宝樹院禪尼の菩提をとむらうために山城国神足茶屋町に建立した寺で〔永井御由緒「書」清水家文書〕、当時直清は原村を支配しており〔近世一〕4―39〕、そこで寄進を得た可能性がある。慶安二（一六四九）年直清が高槻藩主となる寺は神足から高槻藩領上田部へ移された。享保九（一七三四）年には永井本家にあたる永井播磨守直亮なかつか（大和新庄藩一万石）は使者をたてて宝樹院禪尼の百回忌を浄因寺で執行し、永井家それぞれより使者を送っている。浄円寺についていえば、神峯山寺・本山寺と並んで原村にある寺なので、領主から寺領を与えられることはありうることである。

第三節 初期農民支配と農民の成長

農民の負担

前巻Ⅴ編第三章で述べたように、惣村に結集して土一揆を起こし、あるいは、一向一揆の形で権力に対抗した百姓達は、統一政権が実施した検地や刀狩によって武装を解除され、「百姓は農具さえ持ち、耕作を専らに仕り候えば、子々孫々までも長久候」（刀狩令第三条）とされる存在に閉じ込められることになった。徳政をスローガンとした中世後期の一揆が、土地耕作・土地保有を軸とした諸要求を掲げていたことを考えるならば、この刀狩令で宣言された百姓の規定は、一面で彼らが願ったものの帰結ではあったが、それが自らの手によってではなく、土まわらひによって「保障」されたことにより、百姓達は新しい支配の仕組みのなかに組み込まれることになったのである。

さて、この新しい支配体制のもとで百姓に課せられた負担を概観してみると、その中心は、石高に基づいて取り立てられる本年貢であった。これは、検地で算出された高を村ごとこに集計し（村高）、それに免（年貢率）を掛けるかたちで徴収された。いま、初期の年貢量を知るために、柱本村に残る年貢皆済目録を图示してみよう〔葉間家〕。慶長五（一六〇〇）年から元和二（一六一六）年にいたる時期、同村ではおおむね四〇〇石台の年貢が徴収されている。八一四・六七石の村高に対して五〇パーセント平均の割合である。年によって増減があり、慶長十一年・十三年・十四年など著しく低額の年もあるが、これは年貢量を毎年の出来具合に基づいて決定していたためである。たとえば、慶長五年の「年貢納所達し状」では、まず村高から「荒分」と「堤



注) 「納柱本村御年貢米皆濟御請取一紙目録之事」
(葉間家文書)より作成。

図7 柱本村の年貢高 (単位:石)

下成」を引いて毛付高を算出、そのうち「立見」(検見)で上とされた田畑には年貢率六七パーセント、中には六二パーセント、下には五七パーセントが、また「立見」以外分については七二パーセントの年貢率が提示されている〔近世〕。

初期の年貢は、一般的にはこうした検見によって徴収額が決められたのであるが、時としてこれとは異なる方法が取られることもあった。たとえば、寛永元(一六二四)年の柱本

村免定がそれであり〔近世〕、ここでは、当該年度の出来具合が判明する以前の三月に年貢率を提示し、著しい損毛の場合を除き、この率で納入することを命じている。こうした方式は土免制、春免制などと呼ばれる、定免制に似て、農民の作徳意欲の増進によって、結果として提示どおりの収納が期待されるという利点的ケースであるが、近世初期の徴租法を考えるうえで興味深いものである。

山年貢など

本年貢のほかにも、農民たちは各種の負担を要求された。近世はじめの農民負担の全貌を明らかにする史料は見あたらぬが、断片的な記事から拾ってみると、本年貢に対する付加税

としての口米、夫役の代償としての夫米、山年貢、国役・川普請などに際しての現夫徴発などをあげることができる。

まず、口米・夫米についてみると、慶安二（一六四九）年の柱本村「物成納並払方勘定目録」によれば、本年貢七七三・六二〇三石としたりえて、

此口米式拾三石式斗八合六勺 壱石三升ツ、

夫代九石六斗六升

高壱分式厘

としている〔葉間家文書〕。本年貢に加え、年貢高一石につき三升の口米と、村高に対して一・二パーセントの夫米が徴収されたのである。また、寛永十六（一六三九）年の唐崎村「年貢皆済目録」には、口米九・〇一八石、夫米八・六八二九石とあり〔近世口一三〕、ほかに富田村の事例もあげうる〔近世口一三〕。免定や皆済目録のすべてに、こうした記載があるわけではないが、その性格から推して、恒常的に徴収されていたとしてよいであろう。

山を保有している村々に対しては、山年貢が課せられた。文祿四（一五九五）年の「丹州摂州境目極め」に、「清坂領分之内九鬼山之年貢本銭壱貫文、並惣山山年貢本銭参百文相定之事」とあることや〔中舎家文書〕、慶長十二（一六〇七）年の田能村の言上状に、

一天正十五年十一月に、石川伊賀守殿、山口支蕃殿御奉行として在々の山を御覽せられ、山役銭拾六貫八百文別帳に仰せ付けられ候事

とあること〔近世口二三三〕などが、その例である。この山年貢は山利用権と対になっており、山年貢の納入が山支

配の条件であった。神内村の百姓久次は、山年貢一斗を納入し利用してきた先祖相伝の山が、寛文四（一六六四）年、領主に取り上げられることになったおり、「御慈悲ニ御年貢召上げさせられ、私支配ニ仰せ付けさせられ下され候はば、有難く存じ奉るべき御事」と嘆願している〔八木田家文書〕。

国役とは、淀川など大河川の堤防工事や朝鮮通信使通行費用などに充てるため、天領・私領にかかわらず幕府によって徴収される負担金である。当初この国役は現夫が徴発されたが、次第に代銀納化した。高槻藩領内村々の国役基準高を書き上げた史料によると、村高から大工高、皮多高を差し引いた数値が役高とされ、これを基準に徴収されている〔唐崎区有文書〕。寛文八（一六六八）年、神内村では役高一〇〇石につき二一匁六分二厘四毛の国役銀を納入している〔八木田家文書〕。

こうした諸負担のほか、生の労役提供も要求された。後に述べる寛文十（一六七〇）年の柱本村村方騒動では、「三ヶ牧井路筋之御普請並頼殿なはて破損之御普請」役、「大川堤之石直シ之御役」、「鳥羽大坂へ之御米船役」などの割付法が争点となっており〔近世口一六一〕、また、寛永十八（一六四一）年、唐崎村の口上書には、



写22 柱本村物成納並払方勘定目録（葉間家文書）

寛永十八（一六四一）年、唐崎村の口

一 御上路之節、川堀造用・御鷹船・御金船並朝鮮人上下之綱引・川御奉行様御上下之人馬御用等之御役儀、唐崎村にて相勤め申し候

とある〔近世〇〕^{〔一六六〕}。一般的には、近世社会にあつて現夫が徴発されるケースは必ずしも多くなく、先の夫米や国役銀のように、米銀で代納するかたちをしれば取つたのであるが、右のように実際に労役を徴発される場合もあり、これにかかわる訴訟や騒動も少なくなつたのである。

庄屋 役

本年貢をはじめとする諸負担の円滑なる徴収・徴発や、村々の秩序維持のため、村ごとに設定された役人が庄屋（政所）である。この役には村内の有力な農民が命じられた。近世初頭の様子がわかる東天川村や柱本村でいうと、両村とも村内随一の高持ちである弥二郎兵衛・甚右衛門がこの役に任じられている。村方三役などと称される近世の村役人制度は、当初確立されておらず、庄屋は村の管理運営を一手に担う公職として、大幅な権限が与えられていた。ちなみに、この期の年貢免定や皆済目録には、庄屋個人の名が宛て所に記されるケースも少なくはない〔近世〇〕^{〔九八、一〇一〕}。

こうした庄屋役に任じられた百姓の意識を語る史料として、慶長年間の柱本村庄屋言上状は興味深い。ここでは庄屋は領主の地方役人にあて、「御貴殿様を主君ニも親ニも存じこれある事ニ御座候、外聞然るべき様ニ仰せ付けられ下さるべく候」と述べ〔近世〇〕^{〔一四五〕}、百姓身分でありながらも、自らを士身分に連なる者として認識し位置づけているのである。

庄屋に対しては、その役に対する反対給付として、年貢除地や給米が与えられた。東天川村弥二郎兵衛为例に取れば、同村文祿三（一五九四）年検地帳は、村高一四一六・七三石と記した後には、

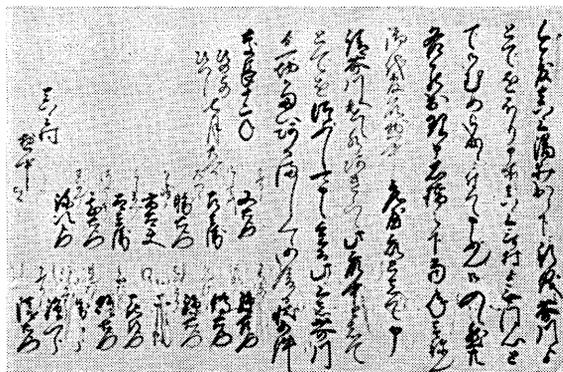
右之外ニ拾四石ハ^{さほちかへ歩ちかへ}残米ハ^{ふち}ニ政所弥^二郎兵衛^ニ

と注記しており〔近世(一)〕、彼に対して「扶持」米が与えられたことを明示している。また同検地帳には彼の屋敷地が見えぬことから、この時、屋敷地免除もなされたと推定される〔第一卷V〕。

唐崎村・柱本村に残る免定や皆済目録には「庄屋給」の項目が見える。近世初頭唐崎村では二・九二五石の給米が、また柱本村でも三石程の給米が年々支給されていた〔近世(一) 六二、一〇六、一一三〕。

なお、この庄屋給について付け加えて言えば、「是ハ物成ニ而下され候」〔近世(一)〕とあるように、物成(年貢)から支給されていることが注目される。というのは、中後期になると庄屋給はおおむね年貢とは別の村運営費(村入用)から捻出されるようになるのであり、それと対比した時、こうした初期の支給方式は、当初の庄屋役が、より強く領主支配の執行官としての性格をもっていたことを示すものだからである。

「上郷庄屋衆」と 在地管理を一手に任された庄屋は、また、広域にわたる争論に際しても、領主権力の機能「惣中庄屋衆」 能を代行し、補佐する役割を命じられた。二例ほどであるが、このことは、慶長期(一五九六〜一六一四)の村と村の争いに、仲裁者として近隣庄屋衆が登場している事例からうかがうことができ



写23 郷中庄屋連署の真上井一件あつかい状
(郡家区有文書)

る。その一は、慶長十四（一六〇九）年柱本村で生じた庄屋と百姓衆との入用をめぐる争論に際してであつて、「上郷庄屋衆」なる集団が仲介し、これを調停している。構成メンバーは、真上村与右衛門、芥川村与三右衛門、郡家村孫右衛門、五百住村甚右衛門・小左衛門、古曾部村与三右衛門、田部村彦左衛門、安満村伝右衛門の、七カ村八名である〔葉間家〕。「上郷」といった表現にも注目するならば、この集団の淵源は近世以前に遡ると推測されるが、近世統一権力は、こうした伝統を、庄屋衆の集団として編成し、その活用によって争論調停を図つたのである。

慶長十二（一六〇七）年に、真上村と芥川村の間で生じた用水争論に際しては、「惣中庄屋衆」と称されるグループが登場し、仲裁に当たっている。ここに登場する庄屋衆の村名を列举してみると、冠・梶原・西天川・安満・大塚・郡家・唐崎・服部・三島江・柱本・宮田・西面・富田・西五百住の一四カ村である〔三四九〕。先の「上郷」と並び、この「惣中」なる文言も、当地域における中世末〜近世初頭の在り地秩序のありようを暗示していると考えられるのであるが、さしあたりここでは、近世権力が、そうした秩序維持の担い手を庄屋として編成、これを活用して在地管理に臨んだことを指摘するにとどめておきたい。

庄屋の二重 「上郷庄屋衆」や「惣中庄屋衆」のレベルでは、史料制約によって、あまり明らかではな
の 性 格 かったが、各村々の次元でみると、統一権力による民衆統治の方式と、中世以来展開してき
た在地の自治的管理システムとの関係は、幾分判明する。以下、柱本村を例に取り、両者の関係について述
べてみよう。

さて、柱本村の庄屋役が甚右衛門に命じられたことは、すでに述べたところであるが、注目すべきは、慶

長十年代における同村年寄衆の起請文などによれば、彼はまた、同村における年寄衆と呼ばれる集団の一員でもあったことである。たとえば、慶長十三（一六〇八）年正月二十三日、同村年寄衆は小百姓との争論に際して、

- 一 去年、去々年分御年貢米算用之事
- 一 去年諸事入用打物之事
- 一 右之算用共、小日記を以って慥かに各々年寄衆として万相定め申す上は、たとへ脇百姓何かと出入申し候共、公儀へ一通りに御願ひ、達而申し上げ候事

といった申し合わせをしているのであるが〔近世^(口)一四二〕、実は右の甚右衛門も、この年寄衆起請文連署者八名の一人として登場するのである。つまり、彼はこの時期、一方では領主から柱本村管理を命じられた庄屋であると同時に、他方、年寄衆と称される集団の構成メンバーでもあったわけである。

ところで、この年寄衆であるが、前述したように、近世の初めにはいまだ村方三役の一役職としての年寄が公的に存在せぬことや、右の起請文にも表現されている年寄衆の強い結合の様子を考え合わせるとき、この集団は、かつて乙名衆・長衆などとも呼ばれた中世惣村の運営集団の延長線上にあるものと推測される。彼らは一方で、成長しつつある脇百姓（小百姓）を村政から排除しながら、他方その強力な連繋を背景として、年貢地下請や検断権の獲得を通じて、領主に徳政を要求した惣村の担い手たちの末裔だったと把握できるのである。

こうした事情を念頭においたうえで、改めて先の庄屋役について考えるならば、この設定は、惣村的村運

営集団の解体を目的として、在地に持ち込まれた分断政策であるとする事ができる。年寄衆のなかの特定人物を庄屋に命じ、彼に特権を与えて村管理を担わせる方式は、「御せつかんなされ候ハ、各々一所ニ^(衆)いはて申すべき事」〔近世〇〕と^(衆)いった一体性をもって集団運営を行ってきた年寄衆に対する、真向からの攻撃であったといえよう。

初期村方騒 年寄衆の一人に権益を与え在地管理を図る統一権
動の展開 力の政策は、しかしながら村民の間に新しい戦線

を作り出すこととなった。庄屋の専断に不満をもつ庄屋以外の年寄衆と、経営の自立・安定化を背景に力を増しつつあった小百姓たちがあらたに連繋して、庄屋中心の村政を批判しはじめたのである。慶長中期の東天川村騒動は、こうしたあらたな矛盾の顕現である。以下、慶長十三（一六〇八）年の惣百姓訴状〔近世〇〕と、同年の庄屋弥二郎兵衛申上状〔近世一四六〕により、この事件の様子を概観してみよう。

まず、前者によって事件の争点を掲げると、次のごとくであった。庄屋弥二郎兵衛は年貢高のほかに、上乘せ分を徴収し、これを横領した、検地奉行から下付された高外れ一四石余の田畑や蔵屋敷地を一人占めした、また葭・草などを横領した、別検地帳を

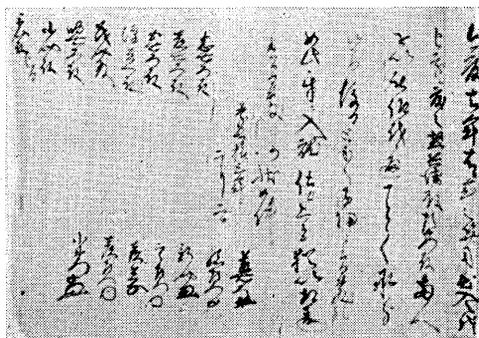


写24 東天川旧村（市内東天川一丁目）

作り自分の都合のよいように改竄した、未進年貢の利息を一〇パーセント上げ利ざやを稼いだ、等々。百姓たちはこのように記したりえで、かかる非分をされては我々は堪忍ならぬと訴えている。

これに対して、庄屋弥二郎兵衛は逐一反論する、すなわち、年貢への上乗せ分については、惣百姓も同心したはずである、一四石余は検地奉行より自分に与えられたものだ。蔵屋敷地に関しては年貢を納めており、また藪・草は代官から自分に下されたのである、別検地帳を作るようなことはしていない、未進年貢利息の件は下代官のためにしたことで、自分の利益とはしていない、等々。

こうした両者の主張を対比した時、目をひくのは、いずれの争点についてもそもそも問題の捉え方自体にズレのあることである。訴訟側の主張に一貫する論理は、たとえば、「御けんち御奉行衆より、ぶちがい・せちがいニならし候へと仰せられ、さい所^(在)へくたされ申し候を、庄屋咄人として(中略)取り申し候事」といった文面が端的に示すように、村に下付された物を庄屋が押領したとか、百姓に相談なく恣意的に取り計らったという点である。他方、このような惣百姓の主張に反論する庄屋の見解は、惣百姓は同心しているはずであるとか、惣中にはなく自分に与えられたものである、といった判断、あるいは私的利益に基づく行為ではないというものである。かかる両者の主張のズレは、結局のところ、年寄衆が前代以来培って来た在地運営の論理と、統一権力



写25 柱本村免合算用につき百姓連判状
(葉間家文書)

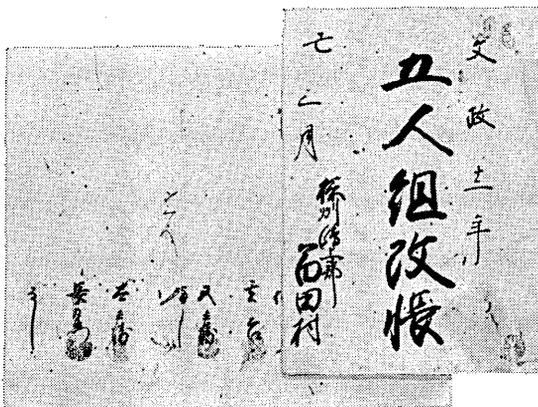
による民衆支配方式とのギャップから必然的に生じたものといえよう。そして、さらに言えば、この庄屋糾弾の運動が、庄屋以外の年寄衆のみならず小百姓をも訴訟側の一翼としていたという点で、旧年寄衆の単なる権益争いとどまらない、新しい運動としての性格をもつものであった。

では、このような初期の村方騒動は、どのように決着したのであろうか。右の東天川村争論の場合、その結末は残念ながら判然としないのだが、柱本村の同時期の史料などから推すと、惣百姓達の要求は一定程度奏功し、領主の在地支配の橋頭堡としての庄屋を、百姓たちの論理に包摂することに成功したとみることが出来る。次に示すような庄屋への村政委任の文言が、その証左である。

当所中、免合その外方算用ニ付て、貴殿へまかせ申し候間、いかやうニも在所之始末頼み申し候(中略)、能々我も人も在所ニかんに罷り成り候様ニ御才覚頼み申し候〔近世口〕
〔一〇四〕

ここに言う貴殿とは、庄屋甚右衛門を指しており、委任する主体は他年寄と脇百姓である。そして、この委任は、たとえば年貢減免などについて、庄屋をしてその要求の先頭に立たせる形で、現実には機能しはじめるのである〔葉問家〕
〔文書〕。

近世初めの時期、農民達は、このような騒動を通じて、村支



写26 富田村五人組改帳(吉田(泰)家文書)

配の執行官として設定された庄屋を、自らの代表として取り戻し、前代よりの在地の論理を発展させる地歩を築いたのであった。

農政の転換と 小百姓の成長 惣村の伝統を背景として、統一権力に対抗した農民たち

の、右に紹介したような運動は、領主側の農村統治方式に打撃を与え、農政転換を余儀なくせしめるにいたった。すなわち、庄屋に権限を与えて在地管理を行う方式から、農民の自治的村運営を一定程度容認し、それを前提に統治していく方式への転換である。この転換は時期的には、ちようど永井氏が高槻に入封した慶安二（一六四九）年前後に開始される。史料的な制約から、当地域に則してこの転換の実例をあげえないのであるが、幕政に関して若干述べておくならば、たとえば、年寄を村役人として承認し、庄屋の補佐役として位置づけはじめたこと、窮乏化した農民の救済を村として行うよう指示しはじめたこと、などがその徴証である。寛永中期ごろから組織化が命じられた五人組制度なども、農民の相互扶助機能を支配の手だてとして編成したものである。ただ、こうした施策は、一面で領主の在地からの遊離をいっそう進めることとなったから、領主側としてはその補完のために、農民の個別的把握を確実に、また日常生活への関与を強化する必要があった。寛文年間（二六六一〜一六七二）から全国化する宗門改帳の形をとった戸籍の作成や、慶安の触書に見える農民生活への干渉は、先の農政転換



写27 津之江村村方騒動一件詫状一札（中村家蔵文書）

VI 近世の高槻

に伴う民衆統治の補強策であったといえるのである。

さて、このような歴史展開を前提として、一七世紀後半になると、村々では新しい動きが始まる。村の自治的運営の容認を所与の条件として、太閤検地の段階や初期の争論においては、有力農民や年寄衆の陰に隠れがちであった中下層の農民たちが、独自の要求を掲げて、村政参加や村運営の民主化を追求しはじめる。以下、柱本村を例にとり、一七世紀後半の村運営の様子をみてみよう。

寛文十（一六七〇）年、柱本村の小百姓たちは七カ条にわたる訴状をしたため、庄屋・年寄・大百姓の横暴を批判した〔近世(二)〕。その主張するところを要約してみると、次のごとくである。

我々は柱本村の小百姓共である。我々は、領主から命じられた普請役や村中の諸役負担につき、持高に応じた割り付けを要求しているのだが、庄屋・年寄衆は承知してくれず迷惑している。具体的には、たとえば三ヶ牧井路筋の普請や大川堤の石直しであるが、これらについて一日役と名付け、大百姓にも小百姓にも一



写28 田能出灰草山出入一件あつかい一札（中舎家文書）

律の負担を強制する。また、鳥羽・大坂への年貢米運搬については舟日役とし、高槻への米払いを高槻日役と名付けて、これまた同様に一律負担を強制する。このような負担については同率で割り付ける一方、領主より下付される扶持米については持高によって分配するという不公平さである。どうかこうした事情を賢察のうえ、庄屋・年寄に対して負担の高割方式を命じてもらいたい。

柱本村小百姓たちは、このように訴えている。一見して明らかのように、ここでの争点は、農民が負担する各種労役の割り付け法であり、小百姓は彼らの生活維持を論拠として、持高に応じた負担割り付け方式を要求しているのである。このほか同じ時期に、津之江村でも、年貢割り付けや諸入用勘定をめぐって、小百姓一三名が庄屋・年寄を相手取り訴訟を起こしている〔近世^四〕^{一六〇}〕し、また、元禄八（一六九五）年には奈佐原村でも、諸役負担をめぐって大高持と小高・無高との間で対立があった〔近世^四〕^{三三三}〕。

こうした運動を通じて、村政は徐々に小百姓たちに適格的なものへと変化していく。同種の争論の和解文書と思われる、天和元（一六八一）年の東天川村の史料は、その一端を示す好例である。

東天川村庄屋年寄と小百姓と出入仕り候ニ付き、各々御扱いニ而埒明き申す済し状之事

一 村中諸事入用銀ハ、向後尅帳ニ極め、毎月晦日毎ニ小百姓之内より式人つゝ出、庄屋年寄立合、諸事入用払い勘定を聞き、其の上勘定之奥印ニ立ニ印判致し置くべき事

一 御免定・御細見帳之儀、幾度成り共見せ申すべき事

一 村之諸事入用銀、小百姓も高相応ニ指出シ申すべく候、然る上ハ利銀之儀ハ相談ニ而埒明け申すべく候事
右之通り、各々御扱いニ而双方和談仕り、出入相済み申し候後、御年貢方並諸事入用前々之通りニ相違なく□用仕るべく候、此の上ハ向後互ニ少しも申し分御座なく候、後日のため連判仍て件の如し

Ⅵ 近世の高槻

免定の公開や、村入用勘定に際しての小百姓立ち合いといった方式の確立は、一七世紀後半の小百姓たちが、村運営の民主化運動を通じて獲得した成果の具象といつてよいであろう。後に取り上げる近世中後期の村は、こうした動向を経て、一方で百姓たちの要求を領主に訴える団体としての性格を強め、他方、幕藩領主の側も、この村管理のため、各種の対策を講じることになるのである。

村間の新秩序の形成
右に述べてきたように、統一権力による支配と百姓勢力との対抗を通じて新しい村運営の

天和元年

酉十一月廿一日

東天川村庄屋

次郎兵衛

同

五郎衛門

同村年寄

二郎衛門

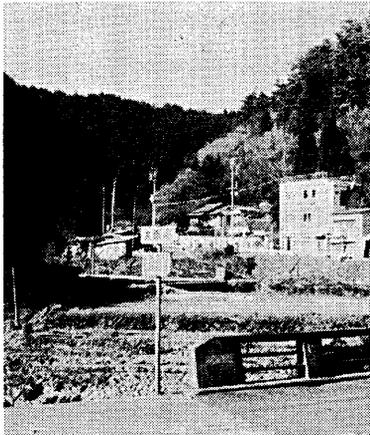
(三名略)

同村

新兵衛

(二五名略)

〔中部よし子「元禄・享保期における農業経営と商品流通」木村武夫編「近世大坂平野の村落」所収〕



写29 出灰旧村(市内大字出灰)

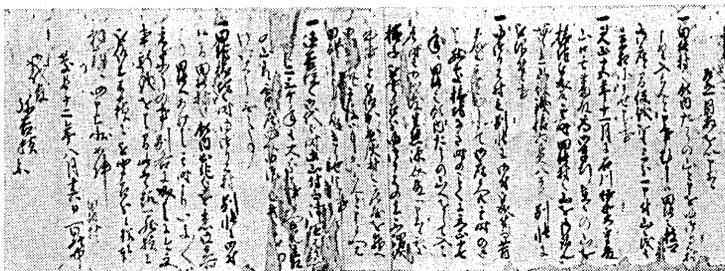
秩序が形成されつつあった近世初めの時期は、また、村と村の間においてもさまざまな問題が生じ、新秩序が模索された時期でもあった。それらは、具体的には水論・山論・村境争論の形をとって現れるのであるが、ここではそうした村間争論の一例として、田能村と出灰村の間で争われた入会山の帰属問題を素材としながら述べてみよう。

さて、この田能村と出灰村の山論は、天正期から元禄期にいたる一世紀にわたって断続的に争われたものであるが、まず、慶長十五（一六一〇）・十六年に記されたと推定される田能村訴状によって内容を探ってみると次のごとくであった〔近世口〕。問題となった「たからの山」は、天正十五（一五八七）年の山検地以前は両村の入会山であったが、同検地によって田能村領とされ、山年貢も掛けられるようになった。ところが、その後も出灰村村民は同山に押し入り草木を刈り取るなどの狼籍を働き、天正十七（一五八九）年、慶長十二（一六〇七）年に処罰されたにもかかわらず、近年又々押し入り迷惑している。またこの間、田能村村民を打撃したり、山売却を阻止する事件もあったという。このように田能村は、天正十五年の山検地を根拠として、当該山が自村領であるとし、出灰村の行為を攻撃しているのである。

では、これに対して、出灰村側の主張はどうか。同村に關係文書が残存せぬゆえ、直接知ることはできないのであるが、別の田能村訴状に「（出灰村は）田能村之草山ハ両村之入会と押領申し懸けられ」〔中舎家文書〕云々とあることから、その論拠は、天正十五年の山検地以前の入会慣行にあったと考えられる。出灰村側は検地に際しての田能村領化を認めず、従来の伝統を楯にしてその後も草木刈り取りを強行したというわけである。

こうした両村の対立は、では、その後どのように展開したであろうか。この点も間接的史料からではあるが、最終的に争論が結着した元禄三（一六九〇）年の証文に、「田能村領宝山之内、出灰村へ慶長拾六年より、南へ津国山、北へ岩谷ねり尾、西かつらが谷南之尾、西八峰、東へ湯屋谷ヲかきり、毎年山手銭貳貫文宛ニ相定め、証文ヲ取りおろし置かれ候」〔近世②〕とあることから、いったん慶長十六年段階で一部が出灰村に割譲されたようである。ただ、この割譲については、田能村側は単に預け置いたに過ぎぬと認識しており、この理解をめぐって元禄期に争論が再燃、結局、先の範圍を「永代出灰村領」として落着するのである〔近世③〕。なお、両村の間では、この「たから山」のほか、万治二（一六五九）年には、「的谷・たびらこ・なか谷」の三カ所についても帰属争論が起き、これらについては、同年、毎年樽代一石を出灰村より田能村に納めることを条件に、入会山とすることとなった〔近世④〕。

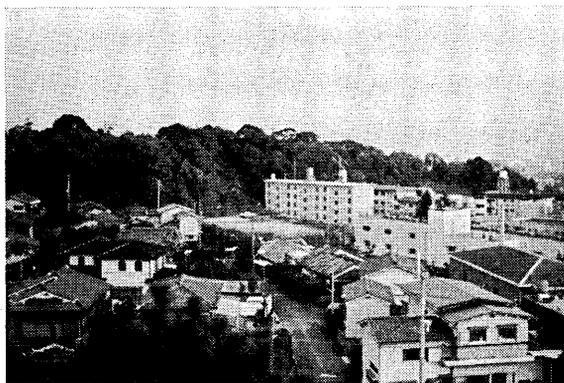
さて、このような形で争われた山論の経過を顧みて注目されるのは、第一に、問題の発端が統一権力の山検地による領有権設定にあったこと、しかし第二に、この線引きは、出灰村側の旧慣に依拠した執拗な抵抗にあつて貫徹していないことである。かりに、天正検地が行われなかったとしても、両村の自立・独立化に対応して同種の山争いは生じたかもしれないが、しかし現実



写30 田能村領たからの山一件につき目安案（中舎家文書）

の発端はまぎれもなく統一権力による一方的線引きにあったこと、だが、この権力的分割は、前述した年寄衆と庄屋との対抗にも似て、出灰村側の慣習に依拠した抵抗に会い貫徹しなかったこと、こうした点が、本争論の経過において、特に注目されるのである。

ところで、村と村との間の争論は、右の一件に限らず一七世紀を通じて頻発している。たとえば、真上村と上田部村との間では、慶長十六（一六一一）年、霊松寺山をめぐる争いが起き^{〔近世①〕}、また正保二（一六四五）年にも、両村間で天神山領有について争論があった^{〔近世④〕}、等々。そして、こうした争論がおおむね落着し、新秩序が定着するのは、一七世紀末から一八世紀初頭の時期である。田能村・出灰村争論の最終的和解が一七世紀末であったことは、先に述べたところであるが、一七世紀後半一〇年余にわたって奈佐原村と郡家村など四カ村の間で紛糾した虻山争論も、元禄八（一六九五）年の裁許を経て約定が成立^{〔近世⑤〕}、また桜井村と神内村との領境論も、元禄九（一六九六）年に、「此のさいめニ付き、以来申し分御座候も、此の判形之者共罷り出、申し分仕るべく候」との証文が取り交わされ、落着している^{〔八木田家文書〕}。こうした村間の新秩序の形成は、山利用や境界問題に限らず、別章で触れる用水問題についても指摘できるところ



写31 宅地化された天神山付近（市内天神町二丁目）

であり、一七世紀は、村と村とが関係する諸権利をめぐって激しく争い、そして一定のルールを確立する時期でもあったのである。

第四節 宗教界の新動向

寺社の再興

高槻市内の寺社は、富田の一向宗道場が近隣の武士勢によって焼き打ちされたことが象徴するように、戦国争乱の兵火のなかで数多くの被害をうけた。さらに高山右近が天正元（一五七三）年八月に高槻城主となって以来、天正十三（一五八五）年閏八月に明石に転封するまで、キリシタンの信仰を徹底させるため寺社を破壊したといわれ、その被害は大きかった。高山右近によって破壊されたと伝える神社は濃味神社（天神町）・野見神社（野見町）・磐手杜（森）神社（安満磐手町）・春日神社（成合北の町）などであり、寺院では金龍寺（成合）・伊勢寺（奥天神町）・安岡寺（浦堂本町）・本山寺（原）（れいせん）寺（靈仙寺）・広智寺（天神町）などであったという。戦国期から高山右近時代にかけての寺社被害の正確な把握は困難であるが右にあげたもの以外にもかなりな数に及んだものと推定される。

高山右近の明石転封と、高槻が豊臣家直轄領として支配された時期から関ヶ原合戦直前の新庄直頼が高槻城主の時代、そして関ヶ原合戦後徳川家直轄領となり徳川直臣が代官として支配にあっていた時代、さらに大坂の陣で豊臣家が滅亡し、徳川政権が確立してきたことに対応して高槻が藩領として支配され、内藤氏・土岐氏・松平氏・岡部氏とあいつぎ、永井氏が入封する慶安二（一六四九）年頃までの時代と、それぞれ

の諸画期と対応しつつ、高槻市内の寺社も住民生活の安定と信仰のたかまりや領主の支配政策とのかかわりのなかで再興される動きが出たのである。

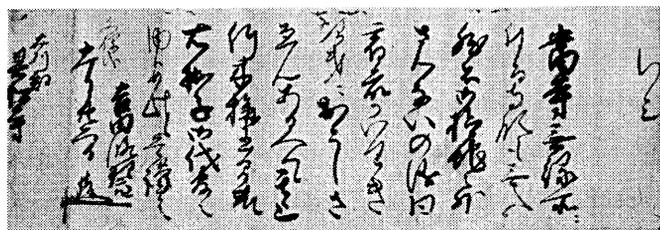
高山右近転封により豊臣直轄領高槻の支配にあたった豊臣秀次の実弟羽柴秀勝は、天正十三年九月、安岡寺に対して散在する田畠や山林からの収入は従来どおりに公認するという寺領安堵状を与えて、その保護政策を打ち出している〔^{中世}六三〇〕。再建に対する直接的援助ではないが、高山右近移封後のもっとも早い寺社への対応であったとみてよからう。秀吉の異父弟にあたる羽柴秀長は、大坂逗留中に安岡寺から炭を贈られたことを謝する書状を寄せている〔^{中世}六三九〕。秀長が病没したのは天正十九（一五九一）年のことであるから、すでにそれより以前、安岡寺は豊臣家との繋がりのなかで次第に活気を回復しつつあったことは確かである。天正十八年には摂津国奉行片桐且元のもとで上宮天満宮社殿が造営されている〔^{大阪府神社庁『大阪府神社文化財図録』}〕。また文禄二（一五九三）年十一月二十二日、代官であった修理亮吉田勝治は霊松寺に対し、霊松寺は無縁所であって寺領がないが、同宿衆によって山内を開墾し菜園などを営み、寺の生活にあてるよう伝え、保護策をとっている〔^{近世(一)}211〕。



写32 廣智寺（市内天神町二丁目）

文禄三年の太閤検地帳によって寺社の動きを知ることができる。天正十年以前、高山右近検地の時に作成されたものという「東天川村検地帳」(写)によると〔近世七〕、同村内には金龍寺・靈松寺の免田分と大蔵寺・東持寺・藏春庵分田畠とが記されているが、金龍寺は高山右近により破壊されたと伝えられる寺院である。文禄三年の「東天川村検地帳」には、金龍寺分田畠一町余の耕作に当たる農民七名がみえ、また村内に野田道場が営まれていたと記載されている〔近世六〕。また文禄三年の「柱本村検地帳」には屋敷一〇歩の寺があり、これには付箋があつて「長栄寺事」とあり、また屋敷五歩を占める作人了善の箇所には「法光寺事」とあり〔近世四〕、顕本法華宗長栄寺と真宗本願寺派法光寺の基盤が築かれつつあったことがわかる。同年の「富田村検地帳」では真宗本願寺派光照寺と臨濟宗普門寺とが営んでいる田畠は広く、西富田道場は五畝に近い屋敷地をもち、富田道場は一畝余の敷地を確保し、僧けんしやうが住む念仏堂も一畝余の敷地があり〔近世五〕、ここでも寺院の勢力は確かな回復をみせつつある。同年の「土室村検地帳」にも二畝余の屋敷を構える道場がみえる〔近世六〕。これが真宗本願寺派明覚寺の前身であろう。

靈松寺に対する保護は藩主駿河守新庄直頼のもとでも継承され〔近世四〕、さらに高山右近に破壊されたという安岡寺に対しても新庄直頼は、慶長二(一五九七)年九月と翌三年十月とに寺屋敷年貢米・加地子米を免じ、山林や寺が抱えている農



写33 吉田勝治寺領安堵状(靈松寺文書)

民を従来どおりに許すことを伝えている〔近世(二)二九〕。また高山右近のため一山灰燼に帰したと伝えられる本山寺に対しては、慶長三年十月に、山林境内をこれまでどおりに領有し、その範囲の樹木で本堂修理をするよう命じている〔近世(二)二九七〕。

慶長五年の七月から九月にかけての関ヶ原合戦により覇権は徳川氏が握り、豊臣氏は摂河泉六五万石余を領する一大名の地位に転落したといわれる。その直後にあたる慶長五年十一月二十日、板倉重宗のもとで奉行の任にあつた青山元定・名倉吉次は連署して、新庄直頼のときと同様、本山寺による山林境内の領有を許し、その樹木をもって本堂修理料にあてることを命じている。翌六年十一月三日にもまた同様な保護を安岡寺に与えている〔近世(二)二九九〕。島下郡茨木は豊臣秀頼方の武将片桐且元が藩主として臨んでいたが、島上郡は徳川家の支配となり、関ヶ原合戦に徳川秀忠に近侍して加わつた板倉重宗がこの要衝の地の寺社に対する支配の責任を委ねられていたらしく、島上郡内の寺社保護策を打ち出している。さらに慶長九年十一月七日には板倉重宗の父で当時京都所司代の要職にあつた板倉勝重が、改めて本



写34 板倉勝重安堵状(本山寺文書)

山寺に対し、境内竹木の自由な利用が將軍から仰せ下されたとして通達している〔近世白〕。

慶長十九（二六一四）年、翌二十（二六一五＝元和元）年の再度の大坂の陣で豊臣氏は滅亡した。以後高槻藩主は内藤信正―土岐定義―松平家信―岡部宣勝―松平康信とめまぐるしい変転があつたが、その間、安岡寺・靈松寺に対する保護策が出されている〔近世白三〇一〕。

その間、富田村は一貫して徳川家直轄領（天領）として支配されていたが、延宝五（一六七七）年の「富田村検地帳」によつて、同村内の神社である八幡宮・天神宮・三輪大明神宮と寺院である慶瑞寺・普門寺・正興寺・清蓮寺・教行寺・本照寺の神社屋敷と、同村内の未解放部落住民たちの宮と道場の屋敷地とが年貢免除されている〔近世白一〕。とくに江戸幕府と諸藩は未解放部落に対しては神社屋敷の年貢免除どころか氏神を祀ることすら許さなかつたが、この富田村内においてはそれを公認していて、まったく例外の扱いを受けていたことがわかる。その理由がどこにあつたか明らかでないが、住民の祭祀に対する要求の強さがあつたのではないかと考えられる。

村座の動向

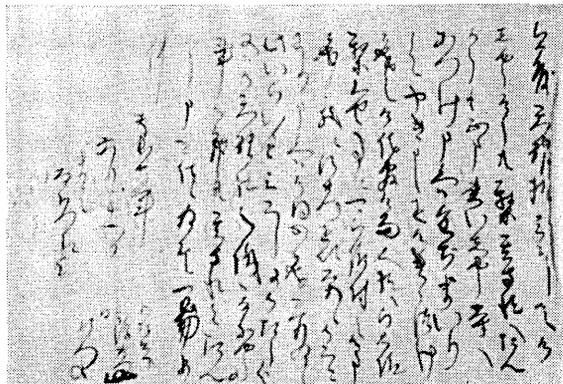
寺社の再興はたんに建物の再建ではなく、寺社をめぐる宗教的諸行事の復活である。次項でも述べるようにキリシタン信仰の衰退期においてすら一部信徒によつてキリシタン信仰が年中行事化していたことを思えば、高山右近の時代において、寺社や在地における神仏信仰とかかわる年中行事が崩壊に瀕していたであらうことは想像にかたくないところである。それだけにその復活は困難なことであつたと思われる。

上宮天満宮（天神町）は真上村と上田部村との鎮守社であつたが、慶長十（二六〇五）年に上田部村が上

宮天満宮の神輿の装束を真上村と相談なく霊松寺に預けおいたところ、霊松寺出火によりこれが焼失したため、上田部村では真上村に詫証文を入れ、以後神輿の装束など鎮守社に関することは真上村と談合のうえで行うことを約束している〔近世四〕。しかし、両村の祭礼をめぐる協議協力は円滑にゆかず、慶長十八年に祭礼に関して両村間で紛糾し、島上郡中の扱いにより和議がなり、四月五日の祭礼は上田部村で行い、九月五日の流鏝馬やぶまか能のいずれかは真上村が実施するということで決着がついた。その和談書は浄土真宗寺院である光照寺（のち本照寺と改まる・富田町四丁目）・浄誓寺（安満北の町）・常見寺（東五百住町三丁目）と庄屋中などが署名して両村に送りつけられた〔近世四〕。この調停機構の全貌は明らかでないが、郡中庄屋層と並んで浄土真宗の有力寺院が構成員となっていることによって、寺院が住民生活に深く根をおろした躍をしていたことが知られ、改めて注目される。

中世以来の惣村的な自治的な祭祀組織は、それを構成する個々の村々の自立性や村民の増加、さらに中下多面的な活層の住民の台頭などによってあらたな編成替えが求められたこともあった。

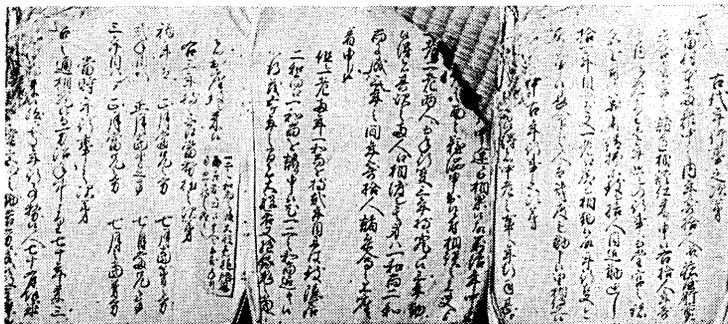
元文元（一七三六）年十一月に田能村民によって編述された「田能村宮座記録」によれば、万治年間（一六



写35 天神御輿装束焼失一件詫状一札（真上区有文書）

五八〜六〇)までの田能村宮座は一〇名の年寄衆によって運営され、そのなかの一人が年齢階梯制に基づいて年行事に当たっていたが、年寄十人衆の次座を占めていた中老衆から不満が出て、改編され、年寄・中老を問わず年齢にしたがって二名で三カ年勤め、三カ年勤め終えたものは一和尚・二和尚となつて三年間は年寄衆参会の時にはその上座に着座し、また五年間は正月大般若経転読と七月の施餓鬼会には出座するが、それ以後の宮座関係行事からは退くことになった。さらに享保年間に二名が二年間を勤めるように短縮されたが、このことにより年寄衆の年齢が低下し、六〇歳以下のもので年行事を勤めるといふ事態になつて、元文元年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。

元文元年段階で田能村宮座には本座と脇座があり、本座は上条(二家族で構成)・鳥部屋垣内(七家族で構成)など二五家産(六八家族)、脇座は清水垣内(七家族)など五家産(二六家族)から成つていた。この脇座がいつ成立したか明らかではないが、一七世紀後半において田能村中下層農民の宮座参加が実現する頃にはすでに成立していたものと思われる。そしてこの宮座は田能村内の共同の神社・寺院での祭祀・法会を厳格に実施しようとしただけでなく、住民の犯罪に対しても村追放などの制裁



写36 田能村宮座記録(高谷重夫氏所蔵文書)

を行使していたのである〔近世〕
〔三六三〕。

寺社の村座行事にはお供えにし、出席者に饗する料理が必ず
伴うが、唐崎村の年中行事に関わる料理献立書が残っている。

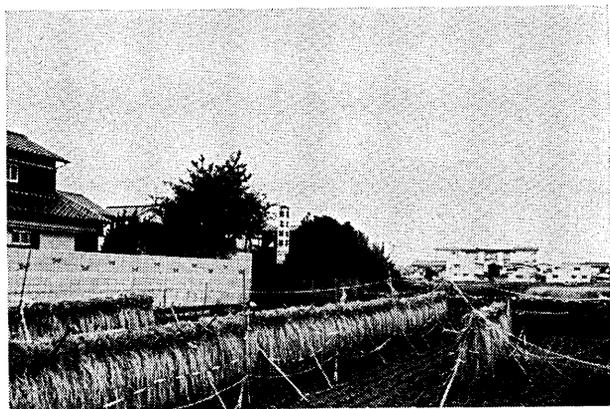
この成立年代は不明であるが、正月元日の雑煮・焼きもの・
組重などに、牛蒡・たまたま・人蔘・大根・かしらも・芋・くわい・
焼豆腐・昆布・はなかつお・かすのこ・にしん・たらなどが使用されている
〔近世〕
〔三六二〕。

これはかなり豊かな献立だが、その食事作法はかなり厳格な
ものであった。

高槻におけるキリ 天正十三（一五八五）年閏八月、豊臣秀吉は
シタン信者の動向 高山右近が紀州根来・雑賀攻撃と四国の長

曾我部攻撃に示した戦功を賞して、播磨国明石六万石（一説で
は一二万石）に転封した。高槻が四万石であったことから考え
ると栄転であった。秀吉は高槻本城を秀次に預け、秀勝が支配

に当たり、高槻領の一部は秀吉の右筆でキリシタン信者であった安威了佐に与えて、同領内の教会や神父ら
には従来どおりの信仰生活を保証したのであった〔海老沢有道〕
〔高山右近〕。しかし、高槻地域におけるキリシタン信者が
高山右近と離れて自立した信仰を続けることはかなり困難であった。天正十五年六月、豊臣秀吉が明石城主



写37 船上城址（明石市新明町）

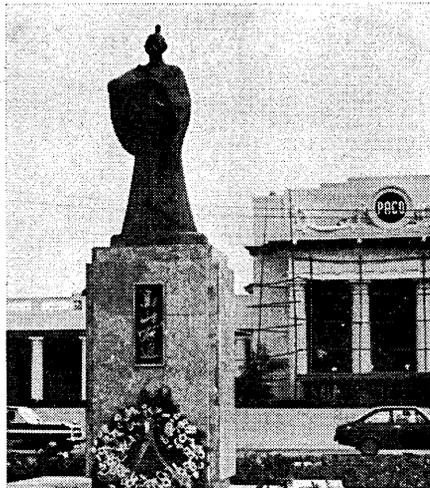
としての高山右近を追放し、キリシタンの布教禁止を打ち出した直後に、宣教師ペドロ・ラモンが肥前生月いまつきから出した書簡によれば、「彼は所有していた城を去ったが、農民はすべてそこにとどまった。彼らはおつて(高山右近)ジユスト同様キリスト教徒であったが、四万人以上いた内、六千人以上も信仰を堅持しなかった」と記している[高瀬廣一郎『キリシ』]。さらに慶長四(一五九九)年の宣教師ペドロ・デ・ラ・クルスが肥前長崎から出した書状では、「高山右近の領民は彼が所領を奪われたことにより、自ら信仰を棄ててしまい、わずかに辺鄙な二、三の村を残すのみとなった」(同上)と述べている。これは明石藩領民の動向を伝えたものであるが、高槻藩の領民においても事態はほぼ同様であったと推察される。

だが一部のキリシタン篤信者は信仰を続けていた。安満北の町にある真宗本願寺派の浄誓寺にかつて所蔵されていたといわれる一五九四(文祿三)年の「キリシタン・カレンダリヨ」(キリシタン年中行事書)が発見された。日本の暦による文祿三年一月一日のドミンゴ(主の日・安息日)からはじめて、同年十二月二十六日のドミンゴにいたるまでの年中行事と、身近なキリシタン信徒の動向や重要な事件が書きこまれている[世中六四]。そもそもこの筆者はパウロ人見ひとみなる人物であることが署名でわかり、その年中行事部分には文祿三年端月(一月)三日に宣教師オルガンチン(普留岸鎮)様の御本書を写したものと書かれている。このパウロ人見が高槻の住民であったかどうか明らかなではないが、三月十八日条に「長房公御姫君様、内々御上洛あそばされ、山科迄参上」(原漢文)とあり、当時加賀前田藩内にいた高山右近の息女が上洛するにあたって山科まで出迎えていることから、高山右近の旧家臣であった可能性は強いし、また山城国乙訓郡勝龍寺にいたイルマン木村ミゲル(イルマン・デイゴまたは木村・セバステアン)との交流があるし、河内国交野郡枚方から鍵屋シ

モンが尋ねてきているし、高槻居住の可能性もある。さらに三月十日、山村ジョアンの妻の喪礼に当たって山城の伏見・勝龍寺・淀および河内の「砂之衆」が集まったと記されているのに、肝心の摂津の高槻・茨木があげられておらず、これは自分のことであつたから記さなかつたとも考えられ、いよいよパウロ人見は高槻近辺に住する熱心なキリスト信者であつたとみてよからう。

パウロ人見が盂蘭盆や鎮守社の祭礼など伝統的な地域での行事にどのようにかかわつたか明らかでないが、カレンダリヨに従つて忠実なキリシタン信仰に明け暮れた

ことがうかがわれる。さらに弥左衛門ジュアンの会所（教会にあたるものか）に赴くことが多い。高山右近が天正二（一五七四）年に建立した高槻の天主堂も、また天正十年に安土から移建した高槻セミナリヨももう存在しなかつたように思える。その会所には山村マリアの喪礼に集まつた山城の伏見・勝龍寺・淀、さらに河内国の信徒が集まることもあつた。とくに九月十四日夕刻からはコンパニヤ御門派（イエズス会）以外のキリシタン宣教師に不法な振舞いがあるので、コンパニヤ御門派以外の宣教師の言を用いないよう協議がされたという。この不法な宣教師とはフランシスコ会のペドロ・パウチスタやヘロニモ・デ・ヘススなどであり、同じ年の八月一日に京都において秀吉から与えられた敷地にフランシスコ会の「ノヴァスニョワ・デ・アンジ御天使の元后」と呼ばれる天



写38 マニラ市駅前の右近碑（広報課提供）

主堂と、それに附属する修道院を建立して、大胆な布教を開始していたことに對するイエズス会の対応を示したものである。パウロ人見に「キリシタン・カレンダリヨ」を写させたイエズス会の宣教師オルガンチンもイエズス会総長あての手紙のなかで「この悲しい不和によりキリスト教を全国に拡める見込みはなくなり、また苦悶にみちみちた事情は收拾つかず、日々この現状を見るのは痛心のいたり」と述べ〔吉田小五郎「キリシタン大名」〕、キリシタン内部の分裂が秀吉のキリシタン弾圧と併行して、信仰の後退を招いていることを慨嘆している。

淨誓寺に旧蔵されていたと伝えられる一五九五（文祿四）年二月三日付のパウロ人見の誓約書によれば、「我らはイエズス会の信徒であることに間違いはない。これから他の門派の宣教師がみえられようとも、それに組することはしない」という意味のことを書いて、イエズス会宣教師に提出したことがわかる〔中世六四三〕。イエズス会とフランシスコ会との信徒争奪戦が繰り上げられ、イエズス会による信徒の結束強化が促されたのである。

パウロ人見はこの「カレンダリヨ」の三月十一日のところに「太閤様二月の初頃より伏見御普請遊ばさる、佐久間河内殿・佐藤駿河守殿・水野亀助殿・瀧川豊前守殿・石尾与兵衛殿・竹中貞衛門尉殿が御奉行なり」と記し、さらに六月四日には、豊臣秀吉の伏見城普請によって「諸物高直なり」と述べている。

徳川幕府も禁教政策をとっていたが、他方では貿易による利益追求は止めがたく、ポルトガル船の来航とそれに同乗してくる宣教師を阻止することはできず、キリシタン抑圧も徹底を欠いていた。しかし、慶長十七（一六二二）年三月、改めてキリシタン禁止令を出し、教会の破壊、キリシタン大名有馬晴信の切腹を命ずるなど組織的な弾圧を開始した。慶長十九年には高山右近らキリシタン一四八名をマニラ・マカオに追

放し、以後キリシタンの処刑があいついだ。寛永十四（一六三七）年十月から翌十五年二月にかけての島原の乱を契機にキリシタンはいよいよ厳禁されるにいたった。

畿内地方におけるキリシタン信仰の拠点ともいべき高槻地方では、高山右近の明石転封と大名剝奪・放逐などにより、信徒の退転はあいついでいたが、それでもなお強硬な信仰は一部に続けられていた。したがって高槻藩の領民支配の重点がキリシタン弾圧におかれていたことは疑うことができない。

寺請制度の 安定し強力な全国的な統一政権権力を形成することを最大の成 立 政治課題にした織田信長・豊臣秀吉・徳川家康らに象徴される為政者にとって、宗教勢力の打倒はその鍵の一つであった。とくに民衆との繋がりの強いのは一向宗とキリシタンであったが、信長によって一向宗の弾圧がほぼ完了した以後、秀吉・家康が苦慮したのは対キリシタン弾圧であった。軍事力強化に政権維持の最終的な拠り所があった以上、南蛮貿易による利益がそのことと直結していただけに、貿易と布教とが結合していたキリシタンを安易に排除することはできなかった。

しかし寛永十二（一六三五）年になって幕府のキリシタン弾圧政策は一挙



幕府老中連署状（奈良教育大学所蔵・永井家文書）

に強硬となり入念となってくる。文禄三年の「キリシタン・カレンダリヨ」のパウロ人見の注記でも知られるように、高槻のキリシタンと信仰生活を共にしていたといっている山城国勝龍寺において、城主永井直清は、江戸幕府老中五名が連署する寛永十二年八月二十七日付の奉書を受けとった。それには「以前よりキリシタン制禁にかかわらず、今に根絶してないとのこと。が將軍の耳に入り、改めて嚴重な法度が出されたので、領内における穿鑿を嚴重に実施し、キリシタン信徒がいれば捕縛して通報せよ」と命じていた〔近世④〕。そしてさらに十月十日に京都所司代板倉重宗から出された法令にもとづいて、その一週間後に、かつてキリシタン宗門になったことのない山城国乙訓郡友岡村住民中の「惣様」百姓は、いわゆるキリシタン用語たる「シユラメント」(起請)・「コンヒサン」(告白)・「テッスル」(誓う)・「アンシヨ」(天使)・「ラザル」(ハンセン氏病)を織り交ぜた南蛮起請(吉利支丹ころび申しゆらめんとの事)を提出させられた。それは友岡村庄屋九左衛門およびその下人二人を含む家族から堂の坊主にいたるまで記載した人別改めに近いもので、まだ友岡村の檀家寺による寺請様式にはなっていない〔井ヶ田良治「江戸時代初期の『戸籍』」関。高槻市域内にはこのような史料はまだ発見されていないが、所司代板倉重宗が作成した「キリシタン人別調査書」と



写39 永井直清あて切支丹検索取締江戸

でも題すべき帳面に基ついて、キリシタンであったものなかつたものを問わず、全住民の起請文の形式をとつた悉皆調査がなされ、住民のなからキリシタンを摘発してゆく方法がとられはじめたと考えられる。

寛永十二（一六三五）年からキリシタン弾圧に手を染めてきた永井直清は、慶安二（一六四九）年秋、高槻に転封となり入城し、幕閣に「結構なる地で、殊に取り柄もよく、別して忝じけないこと」と挨拶状を送つた^{〔近世⁽⁴⁾〕}。しかし万治元（一六五八）年に高槻領内で一〇名ばかりの隠れキリシタンが摘発された^{〔市史⁽⁴⁾〕}。

また板倉重宗の後任として承応三（一六五四）年十一月から京都所司代となつていた牧野親成は永井直清にあてた書状（年未詳）で、かねて隠れキリシタンの嫌疑をうけ、宗旨不定という処理をされ、庄屋と百姓に身柄が預けられていた高槻藩下音羽村の農民作兵衛が病死して、高槻藩で検使を派遣し下音羽村庄屋とともに検分し、作兵衛の死去を確認し、近隣の浄土宗寺院で葬式も済ませたとの報告を確認したことを述べている。

さらにその書状は続けて板倉重宗が作成し自分が引き継いでいる宗門不定者で疑わしい人物を調査した帳面に、高槻藩内住民の名前のものがみえるといい、作兵衛については死去と明記するが、さらに入念な処置をとられたいとしている^{〔近世⁽⁴⁾〕}。依然キリシタン信仰を続けているものの摘発はもろろんのこと、キリシタンを改宗したもの、キリシタン改宗者の子孫にまで監視は続けられ、藩から検使が派遣されたのである。

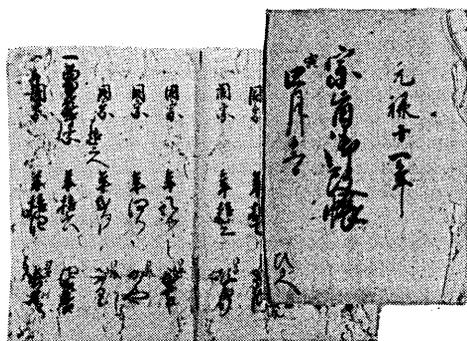
このような信仰の統制政策は寛文年間（一六六一〜七二）に寺請制度として完成された。住民の住む村ごとに檀那寺を決め、婚姻・旅行・住居移転・奉公などにあたっては檀那寺の証明書（宗旨手形）を必要としたし、二年に一度、檀那寺は全住民の調査を実施し、「宗門人別帳」に作成して提出することが義務づけられたのである。このようにして庶民生活に密接な関係のあつた村々の寺院は幕府の宗教政策を実施し、住民を

支配する役割を担わされることとなった。

このような制度が整えられたにもかかわらず、作兵衛の村であった下音羽村では、曹洞宗寺院であった高雲寺を檀那寺にし、そこで寺請をし仏式による葬式を営みながら、なお強固なキリシタン信仰を続けた人々が幕末にいたるまで存続したことが伝えられている。

富田の本照 応永三十四（一四二七）年に本願寺門主存知によって創建されたと伝えられる光照寺は、文
寺と教行寺 明七（一四七五）年九月、門主蓮如が留錫し、いわゆる富田二十一日講も結ばれて、摂津国北

部だけではなく山城鳥羽や河内の大ケ塚にまでその影響を及ぼすほどになっていた。しかし、一向一揆のたかまりのなかでついに天文年間
に兵火にかかり、富田道場およびこれを支える信徒は大きな打撃をう
けた。しかし次第に世情平穏となり信徒の信仰も回復してきた。文祿
三（一五九四）年の富田村太閤検地帳には、わずかながら田畠を経営す
る光照寺や道場・西富田道場がみえる。慶長五（一六〇〇）年には御
堂が建立されたが、元和初年頃、現在の本照寺の場所に移建されたと
いう。その際に梵鐘が铸造され、その铸造にかかわった鋳物師の子孫
が釜屋垣内を構成していたが、これが同寺門前の馬場岡町を吹屋町と
も呼ぶ理由であるといわれている。このようにして光照寺はかつての
寺勢をとりもどし、同寺住職は「坊主頭」の地位を保っていたが、光照



写40 東天川村宗門改帳（森田家文書）

寺第八世住持正尊は病気がちで充分に住職としての勤めが果たせず元和七（一六二一）年六月について往生を遂げた。正尊の後室と娘の良とは光照寺北屋敷に隠棲し、表向きの法会などは祐斎と了淳の二人が勤めていた。しかし寺宝什物は本寺たる西本願寺に移されてその保管となり、門徒のなかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に切れていった。この背景には慶長七（一六〇二）年の東西両本願寺の分立によってまき起こされた末寺の分属をめぐる深刻な問題がかくされていることは間違いない。

そのような時代、正尊後室の縁者で豊臣秀吉にも仕えたことのある浪々の武士田中長兵衛入道休古が、後室の後見役をも勤めながら富田に居住することとなり、高槻藩主松平康信とも昵懇となり、光照寺再興への力添えを請うこととなった。そして遂に寛永十九（一六四二）年頃に、本願寺第十二世光照の第三子円從（新発意・養寿院・良

教）が正尊の遺児良姫との婚姻の形で光照寺に入院することとなった。西本願寺の全面的な支援のもとに円從居屋が造営され、正保二（一六四五）年十月、三〇歳になっていた良は本願寺十三世光円（法名良如）と対面し、光円の猶子となった。このとき田中休古は八四歳であったという。また同年十一月には円從と七人の坊



写41 本照寺（市内富田町四丁目）

主衆との対面が行われたが、その七名のなかには浄誓寺（安満北の町）・常見寺（東五百住町三丁目）・円成寺（京口町）などの住僧がいた。

正保三（一六四六）年正月二十五日、円従の富田入院があり、直ちに婚礼が行われた。入院に対して祝儀を納めたのは光照寺後室・良姫や後室と縁のある近江国佐々木氏の某、田中休古、富田紅屋の清水市郎右衛門夫婦、さらに富田にある禪宗普門寺・浄土宗清蓮寺、七名の坊主衆として円従と対面したことのある浄誓寺・常見寺・円成寺・慈明寺（現茨木市下穂積）・勝光寺（現茨木市水尾）・願正寺（現摂津市島飼）・常称寺（現茨木市中城）のほか善永寺・正現寺・西光寺などであった。同年三月九日に円従は高槻城に登場して城主松平康信に挨拶をし進物を行い、同月十五日には松平康信が富田を訪れ、返礼した。少し後だが同年九月二十三日には有馬温泉からの帰路、門跡光円が富田に立ちより一宿している。

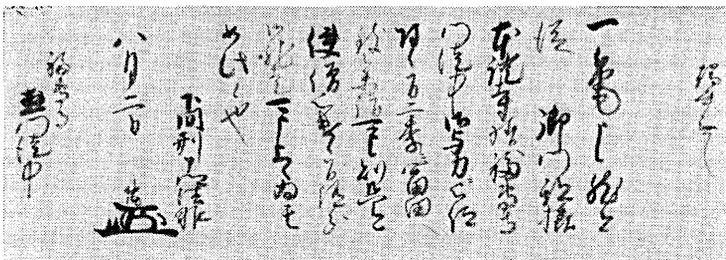
門跡光円の弟にあたる円従の富田光照寺入院には、門跡自ら富田御坊の印を与え、本山門跡に属していた十二日講を与えたのみならず、本願寺の勅号の一字を与えて、それまでの光照寺を改め本照寺と寺号されるにいたった。光照寺の再興というよりも、新しい本照寺の成立といえるものであった。さらに同年二月には摂津国島上郡・島下郡両郡内にある興正寺・光善寺・常楽寺・毫撰寺・恵光寺・明覚寺・定専坊・西光寺・仏照寺などの末寺・門徒に対し、本照寺に寄力するように命令が下され、年頭・中元や御馳走・御法事のときには本照寺に参詣し、二季の御初穂は本照寺に進上せよとの指示がなされた。

光照寺住持正尊が病死し、末寺門徒が分散したとき、諸国の川原門徒もその大部分が京都西六条にあった本願寺派寺院万宣寺と福宣寺のもとに走り、ごく一部の川原門徒だけが正尊後室と良姫を離れず従前どおり

の馳走を続けるにすぎなくなっていた。円従の本照寺入院を機に、門跡光円は川原門徒にも以前同様本照寺に寄力すべきことを命じ、また本山に対して願事があるときは、常式の御礼銀にてこれを許すという申し渡しを行ったのである。正徳三（一七一三）年に西本願寺坊官下間刑部がこの光円の定法を破って本山に対する御礼銀を世間・川原道場一同として処理したため川原門徒中に異議が出たという〔近世四〕
〔三三七〕。

このことは正保三年正月二十五日に本照寺が成立し、翌二月に摂津国島上・島下両郡内の興正寺などに属していた末寺・門徒に本照寺寄力化策が打ち出されたとほぼ時を同じくして、川原門徒・川原道場に対しても寄力化策が実施されようとしたことを示している。この川原は未解放部落を指すものと思われる。この寄力化策が全国の全川原門徒・川原道場に対して打ち出されたのかどうか明らかではないが、しかし万宣寺・福宣寺とそこに属する寺院・門徒の本照寺寄力化は円滑に進まず、本願寺坊官下間仲胤は福専（宣）寺と惣門徒中に対してその励行を促している〔近世四〕、また下間仲虎ら坊官は連署して万宣寺・福専寺に対して実行を求めたと本照寺に連絡してきている〔近世四〕
〔三四二〕。

万治三（一六六〇）年正月の「河内国丹北郡更池村河原宗旨改帳」では川原



写42 福専寺与力につき下間法眼書状（本照寺文書）

門徒二五三名のうち二二名が万宣寺門徒、二七名が福宣寺門徒、一四名が金福寺門徒であることが記されている〔河内国更池村文書二〕。寛文十（一六七〇）年七月の「更池村内穢多宗旨改帳」は二八一名すべてが万宣寺旦那であるとし〔前同〕、万延二（一八六一）年三月の「更池村領内河田宗門五人組人別改帳」では、西本願寺末寺たる更池村領内河田称名寺の旦那であるとしていて〔前同〕、本照寺を本山とは記していない。また宝曆二（一七五二）年三月の「和泉国和泉郡南王寺村宗門改帳」では下人五名が紀伊国那賀郡井坂村蓮葉寺・同郡古和田村光円寺・同国名草郡国分村浄願寺・同郡中村照福寺などの旦那である以外、すべてが西本願寺下京都六条福宣寺末寺西教寺の旦那であるとしている〔奥田家文書一〕。

一方、慶安三（一六五〇）年創建された安芸国福山藩三吉村の一向宗道場は、寛文二（一六六二）年本照寺末寺となり、同五年に領内一斉に宗門改めが実施されたときには、領内で唯一のかわた寺と公認され、翌六年に泉明寺の寺号が許されたという〔部落の歴史〕。〔西日本篇・広島〕。また延宝五（一六七七）年「紀伊国伊都郡禿組分指出帳」によると伊都郡岸上村内に道場二軒があったが、そのうちの二軒である照光寺は本照寺末寺であると明記されている〔渡辺広紀州における慶長検地と皮田紀州史研究叢書第一三号〕。本市城内の浄土真宗本願寺派寺院のなかでもすべてが本照寺末寺ではなく、西法寺・西教寺は万宣寺末寺であって、本照寺本山体制が画的に成立していたわけではない。

本照寺とかわた部落住民およびその部落の真宗寺院との関係は御馳走と呼ばれる財政的援助を伴う信仰の結集によってだけ繋がっていたのではない。西本願寺宗主またはその連枝（宗主の兄弟のこと）で本照寺住持の葬儀などの施行に当たって、各国内の末寺・門徒に対する急ぎの通達は門徒である未解放部落の連絡網を

利用してなされるのである。天明六（一七八六）年六月十八日に早世した連枝蘭悟（了智院法因）の葬式が執り行われることとなって、二通の回文が本照寺寺侍の名で発せられた。一通は紀伊・和泉両国の僧侶・門徒あてであり、一通は丹波・丹後・但馬三国の僧侶・門徒あてである。二通とも六月六日の午前六時に富田から発せられたが、紀伊・和泉両国まわりの回文についていえば翌七日午前十時に伊都郡原田村に着し、そこから紀の川ぞいに西に回送され、八日午前十一時には那賀郡狩宿村に到達、那賀郡内をまわり野上村から次の有田郡庄村に向けて発送されたのは十日の午前一時という真夜中であった。庄村へは午前十時に到着して一日で有田郡内をまわり、十一日午前十時に名草郡本渡村に到着、十二日の午前中に海部郡木之本村から和泉国日根郡谷川村にいたり、十五日午前十時に和泉郡信田村（南王子村か）、そして十六日午前五時頃に大鳥郡塩穴村に到着して、あらかじめ定められていた村々への回状は終るのである。「与力門徒中村々早々巡達頼入候」ととくに念をおされた紀伊・和泉国への廻状は、一日間で回状としての役を果たしたのであるが、すでにふれた福宣寺末西教寺を旦那とする信田村も、この回状網には編成されていて、寄力門徒としてその任務を果たしたのである。他方、丹波・丹後・但馬三国あての回状が、最後の丹波国氷上郡藪田村に到着したのは六月二十六日であり、その時にはすでに葬式は終っていた〔近世（三四）四三四五〕。

以上のことから本照寺は西本願寺の権威をかりながら、未解放部落の寺院や門徒を独占して支配編成したとはいえないが、かなり広範囲な地域で成立をみていた未解放部落住民の連絡網に依存しながら、その教団の維持をはかっていたことは明らかであろう。そしてこのような門徒の組織化は本照寺成立以前からみられていたものであろう。

Ⅵ 近世の高槻

延宝五（一六七七）年の「富田村検地帳」には教行寺屋敷地一反二畝二七歩の年貢一石五斗余が免除になつていて、この屋敷地年貢免除についての証文はないが、文禄三（一五九四）年の太閤検地に当たつても屋敷地年貢免除の扱いをうけてきたと注記されている〔近世(一)一〕。文禄三年の「富田村検地帳」は全九冊という大きなもので、そこに「教行寺」の記載はないが、第四分冊に「道場屋敷」（一筆・八畝一五歩）と「西富田道場屋敷」（三筆・計四畝二二歩）がみえ、さらに第九分冊として「富田内新家屋敷方検地帳」では「道場屋敷」（二筆・計一反二〇歩）と念仏堂の「けんしやう屋敷」（一筆・一畝一〇歩）がみえる〔近世(一)一五〕。このうち第四分冊にみえる「道場」「西富田道場」と記載されている屋敷分を合算すると（四筆分）、ほぼ延宝五年段階の教行寺屋敷に相当するので、これが教行寺を指すものと考えてよからう。

教行寺の寺伝では、寛正六（一四六五）年叡山大衆によって東山大谷廟が破却され、蓮如が近江国近松に難を避けていたとき、管領細川勝元からこの土地が与えられ、堂宇が建立された。これが教行寺の草創であったという。しかし天文元（一五三三）年十二月、一向一揆蜂起をめぐる戦乱のなかで摂津上郡の武士の集中攻撃をうけ教行寺（富田道場）は焼失した〔中世三三三〕。天文五年十月、



写43 大谷木廟（京都市東山区）

管領細川晴元より富田坊再興の下知が出たことをうけて、閏十月に富田庄から富田教行寺再興の目途が立ったことを祝って阿種三荷が、証如に届けられている〔中世三五〕。このようにして、近世初頭にかけて再興は着々と進められていたと思われる。

しかしこの教行寺が本照寺とは異なって本願寺大谷派（東本願寺）に属するようになった経緯については明らかでない。正保三（一六四六）年の本照寺成立をめぐる出来事は富田の浄土真宗派寺院にとってはきわめて重大なことであったが、「本照寺由緒略記」には教行寺に関する記録はない〔近世三七〕。万治三（一六六〇）年三月、宗祖四百回遠忌にさきだつて宗主良如が大谷廟に仏殿を再築したときの慶讃の式には本照寺とともに教行寺も列席している〔本願寺史二〕。

普門寺と 中国明の黄檗山の鑑源について僧となり臨濟宗の宗風を究めて経山寺の住持となつていた隠

隠元禪師 元隆げんりゅう琦は長崎の興福寺僧逸然に招かれて、大眉たいび性善しょうぜんら三〇名の弟子を伴つて日本に來た。時

に承応三（一六五四）年七月で、隠元は六三歳であつた。隠元は翌明暦元（一六五五）年正月には長崎の崇福寺に移り住んだ。

その頃、京都妙心寺派の普門寺僧として禅風の振興に努力していた龍溪りゅうけい宗潜そうせん（性潜）は、たまたま西国から帰洛した妙心寺僧竺印じくいん祖門そもんから隠元禪師が長崎に來たことを知らされ、富田の普門寺に招くことを思い立った。

龍溪は京都の生まれだが、一六歳の時に普門寺で得度した。そして一九歳の時から諸国の禅寺を遍歴して修行を積んでいたが、その頃明に渡つて高僧を尋ね禅を究めようと思ひ立ちながらも、幕府の鎖国政策にわ

ざわいされてそれが果たせないでいた。隠元禪師来日の報は龍溪にとって年来の素願がかなえられる絶好の機会であった。

普門寺のある富田村は大村だが、その内の二〇〇石が割かれて、豊臣秀吉により文禄四（一五九五）年七月に妙心寺・龍安寺に寄付されていたし〔近世口〕、翌五年七月に普門寺は新庄直頼から、前々から普門寺は妙心寺・龍安寺と諸事一等であるという豊臣秀吉の下知が与えられてきているとの書状を受けている〔慶瑞寺〕。文禄三年の「富田村検地帳」から普門寺の村落寺院としての経済的基礎が築かれていたことは明らかだが、戦国時代に管領細川晴元とゆかりのあった伝統と比べてみたとき、その宗門内での凋落ぶりは著しかった。普門寺の禅苑内での地位回復と禅風全体の刷新を普門寺からという意図が最初からあったかどうか明らかではないが、竺印が京都所司代板倉重宗に隠元禪師を京都に招くことについて内諾をえて江戸に赴いていたこともあり、龍溪は、妙心寺僧禿翁妙周とともに幕府に対して隠元禪師を普門寺に迎えたいとの願を出したのである。幕府では評定所の協議を経て、その願を允許することになったのである。そのことは当時作事奉行であった

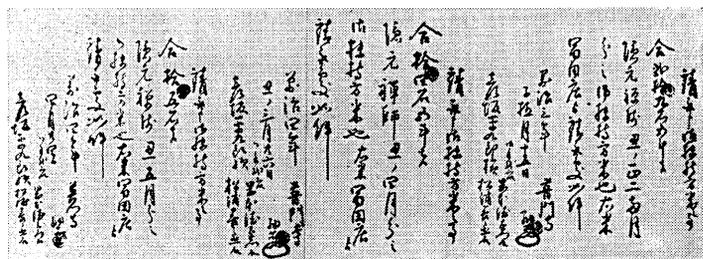


写44 隠元禪師座像（慶瑞寺所蔵）

牧野成常から明暦元（一六五五）年六月一日付の書状でもって前の京都所司代板倉重宗、長崎奉行の甲斐庄正述・黒川正直の両名、大坂町奉行の曾我近祐・松平重次の両名、さらに代官五味豊直に伝えられた〔近世三〇四〕。かくして明暦元年林鐘（六月の異名）吉旦の日付を記す龍溪の隠元禪師請帖が竺印によって長崎に届けられたのである。そのなかで龍溪は「豈知る、而して今法運復古、仏日回光、所謂優曇華の時一に現ずるが如きのみ、欣幸何をもつて量る」とその喜びを述べるとともに、「吾普門の如くんば、殿堂の設なく、寮舎の区なし、破屋数椽、纔に風雨を庇ぐ」と謙遜はあるにしても、普門寺の粗末さを記している〔慶瑞寺〕。

八月九日隠元は長崎を発し、九月五日大坂川口に着き、淀川を少し遡って上陸し、普門寺に入ったのである。普門寺での隠元は幕府からの指示で人に接し門外に出ることが阻まれていて、竺印がその緩和を板倉重宗に説き、十月十二日には重宗自ら普門寺を訪れ、忍んで来訪するものは制限しながら接する程度のことと許されたのである〔辻善之助「日本仏」
〔教史〕近世篇三〕。

隠元禪師が普門寺開堂を行ったのは十一月四日のことである。そのとき示した疏のなかで、板倉重宗を大檀越とする普門寺僧龍溪宗潜や竺印祖門・拙道祖澄・南山祖園らに請われて慈雲山普門禪寺を開堂すると述べている。しかしなお幕府の警戒心は解けず、



写45 隠元扶持米請取状（慶瑞寺文書）

数千の群集が押し寄せて隠元を見たとの報が板倉重宗の耳に入ったとき、重宗はこれを竺印に難詰したことがあったが、竺印は近くの真宗寺院に宗祖親鸞の祥月詣りに集まった人びとが中国人見たさに立ち寄つたにすぎないと返答したという。

その頃、高槻藩主永井直清も富田普門寺の隠元禪師の動静について監視を続け、幕府に報告をしていた。明暦二（一六五六）年正月三日付、永井直清あての酒井忠勝書状には次のように述べている〔近世⁽⁴⁾一六五〕。

隠元禪師の儀、具に申し越され承わり届き候、世間ニ而色々不審を立て、取り沙汰仕り候へとも、善惡の儀一切知れ申さざる由、その意をえしめ候、唐僧（隠元のこと）は第一行儀作法正しく候、その上學問のたけ事（他化）の外大才に候間、日本僧の叶はざる者いやかり候て、万事の儀取り沙汰仕るべきと存候（原漢文）

永井直清は隠元禪師について善惡は判断できないと評価を避けているが、酒井忠勝は隠元禪師を高く評価し、むしろ禪学において劣る日本人僧が誹謗中傷じみた言動をなすことが、隠元禪師に対するよからぬ噂が流れる根源だとみている。

このようななかで明暦二（一六五六）年四月に、中国の黄蘗山の法僧から帰国を促す書状が来た。隠元自身も帰国したいとの気持を漏らしたが、龍溪の説得により思いとどまることがあった。そのような中で龍溪は幕府に対して隠元に対する警戒を解くよう奔走し、ついに七月になって京・奈良・大坂・堺・大津の五カ所へは一〇日ないし二〇日間に限って滞在することを許し、それ以外の土地に赴くときは寺社奉行の許可を必要とし、また普門寺へ日本人僧が集うこと二〇〇人までは認めるなど、大幅にその自由を認めるにいたつたのである〔辻善之助⁽⁴⁾前掲書〕。

明暦三年正月に隠元はふたたび帰国の希望を漏らしたが、龍溪は慰留に努め、このことを幕府に上申し、自身江戸に行き幕閣を訪ね、隠元慰留について懇請することがあった。訪ねたのは老中松平信綱・酒井忠勝をはじめ久世広之・稲葉正則・牧野成常、さらに寺社奉行の松平正信・松平勝隆などである。

龍溪のこの努力は幕閣の隠元禪師に対する理解をさらに深める結果となり、隠元禪師に対する扶持米月一五石ないし一四石五斗（一〇〇人扶持分）が支給されることになった。慶瑞寺には万治四（一六六二）年正月・二月分二九石五斗を富田庄から請け取ったとする万治三年十二月十五日付請取状（案文）が残されている。

これが最初の支給であったのか、それ以前から支給されていたかは明らかでない。というのも隠元禪師は万治元年九月から龍溪に伴われて江戸にゆき、妙心寺末の湯島天澤寺に居て、十一月一日には將軍家綱に謁し、大老酒井忠勝などに会見して、幕府からの信頼をえた。そして十一月末に江戸を発し、十二月十四日に普門寺に帰着したのである。江戸滞在中に隠元禪師は酒井忠勝が催した父忠利三三回忌法会を修した〔辻善之助〕前掲書。

しばらく普門寺での生活が続いたが、酒井忠勝の肩入れもあり、將軍家綱は隠元禪師のため一寺を建立す



写46 慶瑞寺（市内昭和台二丁目）

ることを明らかにし、龍溪の奔走もあって宇治に寺地が選ばれた。寛文元（一六六一）年五月から工事が開始され、黄檗山万福寺と称されることとなり、翌二年二月に法堂が成り、さらに翌三年正月、隠元禪師とその弟子は、苦勞の多かった普門寺を離れて宇治の万福寺に移り開堂を行ったのである。慶瑞寺に残されている隠元禪師に対する扶持米の請取状（案文）で寛文元年八月二十七日付のものは、その署名がすでに黄檗山万福寺納所となっていて〔慶瑞寺〕、寛文元年の万福寺建築中から、普門寺にいる隠元禪師以下は万福寺僧を名乗っていたことは明らかである。

隠元禪師一行の去った普門寺は、隠元禪師をめぐる大きな政治と宗教の世界からやや取り残された感はあるが、妙心寺末寺として継承されたが、龍溪が住持となったゆかりの慶瑞寺は万福寺末寺となり、郡家の久安寺、上田部の広智寺、岡本の法圓寺は高槻市内の黄檗宗寺院として、隠元禪師の余薫を残しているのである。隠元禪師は万福寺を黄檗の禅風を挙揚する拠点に仕立てあげ、寛文十三（一六七三）延宝元）年四月三日に宇治で病没した。世寿八二。示寂の前日に大光普照国師の号が与えられた。

慶瑞寺と龍 隠元禪師を普門寺に招き、隠元禪師のため黄檗山万福寺の創建に尽力した龍溪宗潜は、明暦
 深宗潜（性潜） 三（一六五七）年頃、後水尾法皇から召され、仙洞御所内殿において禅要を説き激賞される

ことがあったという。そのとき、後水尾法皇は「徳山入門便棒」について詠じた和歌を懐紙に自ら書き、龍溪に与えた。「徳山入門便棒」とは、中国乾明寺の禅僧徳山宣鑑が禅を問うて集まる人々に対し、寸毫も人情を容れない厳しい手段をとったことから籠をとった公案の一つであるとされている。その和歌は次のようなものであった。

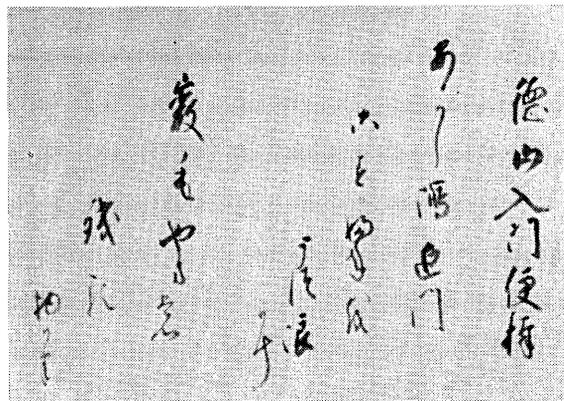
あかし潟 迫門こすふねを うつ浪に

巖もやまも 残る物かは

その頃、龍溪は隠元禪師に対する幕閣のいっそうの理解を深めなければと考えていた時期である。翌万治元年九月、龍溪は禿翁とともに隠元禪師を伴って江戸に下るのであるが、この隠元江戸下向について、それまで隠元のことと一緒にあって奔走していた竺印と意見が対立した。竺印は名僧たるもの国王大臣といえども、その召しにより動くことなどがあってはならないという主張であった。この竺印の主張は妙心寺全山のほぼ総意に近いものであっただけに、龍溪と妙心寺との関係は次第に円滑を欠いていったのである。

富田村には持統天皇八（六九四）年に道昭開基と伝える景瑞寺（景瑞庵）があったが、江戸時代初期には無住で廢庵となつて

いた。文祿三（一五九四）年の富田村検地にもその姿を現していない。しかし寛文元（一六六一）年頃、村内の景瑞庵檀徒が協議して普門寺の龍溪に寺庵を寄せ、その再興を請うたのである。龍溪はその申し出を快く受けたが、そのときには宇治に黄檗山万福寺を造営する工事が始められていたときであり、景瑞庵を妙心寺末寺として再興するのではなく、寺号を慶瑞寺と改め、万福寺末寺としてその興隆が企てられることとな



写47 「徳山入門便棒」（慶瑞寺文書）

った〔大阪府史蹟名勝天〕。慶瑞寺と寺号を改め、万福寺末寺として新生を計ろうとする龍溪の意識のなかに、隠然記念物・第二冊〕。元禪師に対する並々ならぬ渴仰をみる事ができると同時に、妙心寺の教線伸長策との間に微妙な乖離が生まれつつあったことも否定できない。

寛文二（一六六二）年龍溪と隠元禪師との最大の理解者の一人であった酒井忠勝が死去したとき、龍溪が贈った偈には、「宗潜」と自署して、妙心寺派僧として得度した時の名を使用しているが、まもなく隠元禪師の法嗣として明確に位置づけなおし「性潜」と改めたとと思われる。

寛文四（一六六四）年正月には後水尾上皇の要請により龍溪は近江国日野の正明寺の住持となり再興に尽力し、「正明寺」の自筆の勅額が与えられた。さらに翌五年十一月八日、光子内親王受戒の戒師をつとめた。内親王の法号を照山元瑤といい、修学院村の林丘寺を開創した方である。

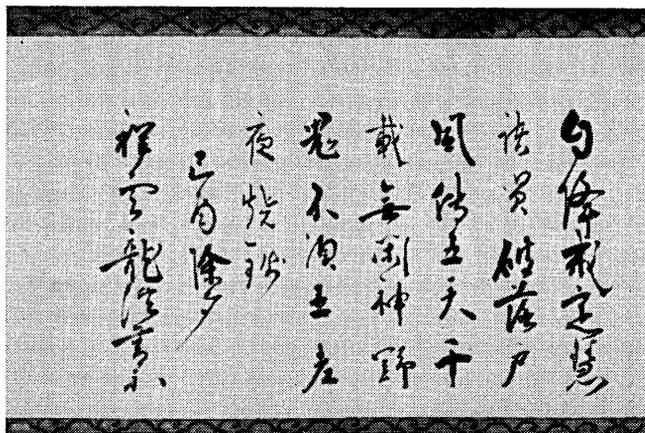
寛文六年三月、龍溪は天寿山資福寺に転住。同年八月には後陽成天皇五〇周の大忌に当たって内殿において齋が供された。導師は照高院宮道晃法親王であり、後水尾法皇とごく親しい関係にあった金閣寺住持の鳳林承章は召されていない〔隱室記〕。同十一月には心経の要義を説き、「心経口譚」（二卷）を撰して叡覧に供したが、その版はいまに慶瑞寺に伝えられている。翌七年十一月七日、後水尾法皇は自筆の勅書を龍溪に与えて、禪法を受けたことに對する満悦の氣持を伝えている。その勅書も慶瑞寺に伝存しているが、そのなかに、「これまで多年にわたって禪を求めて苦心してきたが、得たものは自心に凝って話頭を辨ずるに過ぎなかった。しかし最近、龍溪を召して禪要を咨詢することによって、今や話頭を取って自心を證することができるという悟りの境地に深まる事ができて、初懷を満たし歡躍に堪えないところである。そこで宸翰を

染めて乳哺に謝するのである」などと記されている。

寛文九（一六六九）年九月二十日に龍溪は、後水尾法皇から「大正統禪師」という禪師号が与えられ、そのときの後水尾法皇自筆の勅書は滋賀県の正明寺に遺されている。また龍溪が後水尾法皇に提唱してきた「法輪清益録」を法皇は「宗統録」と改め、勅版として刊行するため序文まで書いている。龍溪の後水尾法皇に対する禪についての進講は、龍溪が死ぬまで続いた。龍溪が進講した「臨濟録」・「円覚経」・「碧巖集」・「澄道歌」・「信心銘」・「大慧書」・「清益録」などは法皇自身の手で書き留められていたが、これらは「開塵」と題されて現在も東山文庫に保管されている〔辻善之助¹近世篇二〕。

寛文十年八月、大坂の檀越の招きによって九島院に行つて禪を説いていたが、たまたま暴風雨のため川が氾濫し人家が流失するという災害に遭遇し、それにまきこまれて遂に溺死した。その時、同行していた弟子の拙道祖澄は避難を促したが、「や」との偈を作つてこれを退け、ついに濁流に吞まれたという。

龍溪は「生死は数なり、豈逃げるべけん
時に歳六九〔辻善之助¹日本仏教史近世篇三〕。遺骸はその日



写48 龍溪和尚七言絶句（慶瑞寺文書）

に慶瑞寺に運ばれ葬儀が行われた。真骨は黄檗山万福寺の万松院に納められ、この慶瑞寺には龍溪の衣鉢が納められた。それが後水尾法皇寄進の慶瑞寺昭堂（開山堂）の龍溪衣鉢であり、そこには龍溪の木像や後水尾法皇の尊牌が安置してある。滋賀県の正明寺には龍溪の肖像が置かれている。

文禄三年の富田村の太閤検地には姿をみせなかった景瑞庵も、延宝五（一六七七）年の富田村検地に当たっては三反六畝一八歩の屋敷地免除された堂々たる慶瑞寺として登場してくるのである〔近世（一）〕。